

合衆国憲法修正第一四条の原意

——市民権との関連で——

松澤 幸太郎

第三節 修正第一四条案に関する下院での議論

第四節 修正第一四条案に関する上院での議論

第一項 修正案第一節について

第二項 修正案第二節について

第三章 議会での議論の帰結

第一節 市民権の定義

第二節 享有される市民的権利

第一項 市民的権利法で保障される権利

第二項 修正第一四条で保障される特権・免除

第三節 残された問題

第四章 若干の検討

第一節 市民権に関する問題

第二節 市民的権利の問題

おわりに

はじめに

第一章 修正第一四条の制定まで

第一節 解放民局法の改正

第二節 一八六六年市民的権利法

第一項 第一回目の上院での議論

第二項 下院での議論

第三項 大統領の拒否理由

第四項 第二回目の上院での議論

第三節 その他の立法

第二章 議会での議論

第一節 Bingham 案

第二節 Stevens 案

第一項 下院での議論

第二項 上院での議論

はじめに

本稿では、本条の制定過程を検討し、この条文の定める市民権及び市民的権利の原意について考察する。⁽²⁾⁽³⁾

第一章 修正第一四条の制定まで

一八六五年一二月四日から開かれた第三十九回連邦議会において、南北戦争条項のうちの第二の憲法修正である修正第一四条が制定された。同条は全五節からなり、その第一節は「合衆国において出生し、または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国及びその居住する州の市民である。」と市民権 (citizenship) の所在を明らかにし、更に、「いかなる州も合衆国市民の特権または免除を損なう法律を制定し、あるいは施行することはできない。」とし、市民的権利 (civil right) について規定している。⁽¹⁾ また、第二節は連邦議会下院議員の配分方法並びに当該配分と選挙権享有資格との関係について定め、第三節は、南北戦争において反乱州側に荷担した者の扱いについて、第四節は反乱州側援助のための負債等の扱いについて、第五節は本条を施行する連邦議会の権限について定めている。

この条文全体の構成から明らかなように、本条は、南北戦争によって破壊されたないしは機能不全に陥った合衆国内の政治システムをどのように再構築していくのか、という問題を解決するために制定された。そして、この時に連邦議会は、市民権及び市民的権利の意義について検討する、という課題に対峙した。

第一節 解放民局法の改正

第三十九回連邦議会第一会期中の一八六五年一二月一八日、國務長官により修正第一三条が合衆国憲法の一部となつたことが宣言された。⁽⁵⁾ これによりすべての奴隸は解放され、意に反する苦役は禁止されたが、それまでの問題が解決したわけではなかつた。南部諸州はいわゆる Black Code を制定し、実質的な意味において従前の奴隸制度類似の制度の再生を試みてからである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

これへの対応策として提案された解放民局法改正法のもととなる、解放民局法は、第三八回連邦議会で制定された。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾ 同

法は、全五条からなり、第一条は、解放民局の設置目的を、戦争によって放棄された土地の管理並びに解放民 (Freedmen) 及び難民に関する事務を処理すること、と定め、第二条で具体的な業務の範囲を、衣料、燃料その他の陸軍長官が必要と認めた物資を難民、解放民、及びその妻、子供に供給することとしていた。

第三九回連邦議会の一八六六年一月五日に Trumbull 上院議員によつて提案された解放民局法改正案は、基本的には同局の存続期間を延長することを目的とするものであつたが、それ以外に次の点が加えられた。

- ・管轄地域を、反乱州地域のみから合衆国全域に拡大する⁽¹³⁾。

裁判から得られる便益を享受する権利、憲法上保障される武器を保持する権利、を含む市民的権利ないしはその他の免除等を含む白人の享受する市民的権利並びに特権の享受を妨げられた場合に、

あるいは、白人と比較して、黒人及び難民等が、同様の犯罪等を行つたにもかかわらず異なる刑罰等に科された場合に

解放民局長官を通じて、軍事的保護を与え、裁判管轄を設定することを大統領に義務づけること。⁽¹⁴⁾

また第四条、第五条では、南北戦争中に放棄された土地の適用を続ける州政府職員に自由刑ないしは罰金刑を科すとしていた。

同法案は、一八六六年一月二十五日に上院を通過し、同年二月六日に下院を通過して大統領に送付されたが、以下の理由で拒否権が行使された。⁽¹⁵⁾

同法案は合衆国のすべての地域において軍事管轄権 (military jurisdiction) を設定し、さらに反乱二州において解放民を地域的法律等による侵害から保護することを解放民局職員にみとめるように規定しているが、このような規定に基づく、しかも裁判による監督を受けない権限は、連

邦憲法上の規定にもかかわらず、⁽¹⁶⁾当該地域の事情を無視して、更には恣意的に、不正に、行使者の情実に従つて行使される可能性がある。

解放民局は、解放民が自由になり、自律した者となるために設置されたが、それを恒常的機関とし、生活援助等を解放民に与えることは、彼らの自律への将来に対する妨げとなる。

同法案第五条は、連邦憲法の何人も「正当な法の手続によらないで、生命、自由または財産を奪われることはない」⁽¹⁷⁾という規定にもかかわらず、何らの手続的保障もなく従前の土地所有者からその土地を取り上げようとしている。

大統領による拒否権行使ののち、同法案は上院で再び採決されたが、拒否権を越えて法案を成立させるのに必要な三分の一の投票を得られず、廃案になつた。⁽¹⁸⁾

最終的に解放民局法改正案は、一八六六年五月二二日に Eliot 下院議員によって再び提案され⁽¹⁹⁾、大統領の拒否権行使にもかかわらず、一八六六年七月一六日に上下両院で可決され⁽²⁰⁾、本法は従前の Trumbull 上院議員の改正案とほぼ同旨の内容に改正された。⁽²¹⁾

と定め、

- ・ 第二条において、従前奴隸であったこと、ないしは人種あるいは皮膚の色等を理由として、州ないしはその他の合衆国に属する領域の住民に関し、あらゆる法律、規則、慣習等に基づいて、同法の定める権利を侵害する、ないしは白人を対象として定められたものと異なる刑罰等を科した者に刑罰を科すことを定め、
- ・ 第三条において、州裁判所ないしは該当地域の裁判所において本法の保障する権利が否定されるないしはその権利の行使が拒否された場合に、当該事件について連邦地方裁判所並びに連邦巡回裁判所が管轄権を有することを
- ・ 第四条において、地方首席検事 (District Attorney)、解放民局職員等の連邦政府職員が本法の侵害等に関する訴訟遂行権限を有することを規定していた。

本法法案も、解放民局法改正案と同様に Trumbull 上院議員によって、一八六六年一月五日に提案された。⁽²²⁾ 同案は、上院では同年一月二九日から二月二日までの審議の後、可決され、下院においては、三月二日から一三日に議論がなされ、若干の修正の後、可決された。⁽²³⁾ 下院による修正についての上院の同意の後、⁽²⁴⁾ 同法案は大統領に送付された。三月二七日に大統領は拒否権を行使したが、上院は同年四月六日、下院は

第二節 一八六六年市民的権利法

解放民局は、基本的には、戦争権限に基づいて設置されたものであり、その権限も一時的な保護を与えることができるだけであったので、恒常的な形での解放民等の権利擁護を考える必要があつた。⁽²⁵⁾ それに対応して、一八六六年市民的権利法が制定された。⁽²⁶⁾

同法は、その第一条において合衆国市民を

「すべての合衆国内で出生し、外国の管轄権の下にない者は、課税の対象とされないインディアンを除いて、すべて合衆国市民である。」

と定義し、更にその享受する権利を

「それらの市民は、人種並びに皮膚の色に関わりなく、また、従前の奴隸としての地位、ないしは、正当に科された犯罪に對する刑罰としてのものを除いて、苦役に従事していたことにもかかわらず、すべての合衆国に属する州とその他の領域において、契約を締結しそれを執行する、訴訟を提起しないしはその当事者となる、不動産あるいは個人財産を相続、購買、貸借、販売、保有、移動する、また、身体並びに財産の保全のために完全かつ平等な法並びに裁判の利益を享受する、白人市民と同等の権利を享受し、更に、それに反するいかなる法律、命令、規則、慣習にかかわらず、同等の刑罰にのみ服するものとする。」

九日にそれぞれ再可決し、⁽²⁷⁾ 同法は成立した。

本法の制定過程においては、上下両院において次の議論がされた。⁽²⁸⁾

第一項 第一回目の上院での議論
一八六六年一月二九日、Trumbull 上院議員は本法案について概要以下の通り説明している。⁽²⁹⁾

・ 修正第一三条によって合衆国のすべての者は自由かつ平等であることが宣言され、この法案はそれに実現の手段を与えるためのものである。⁽³⁰⁾

・ 具体的には、奴隸州においては、奴隸であるかどうかにかかわらず、その皮膚の色によってアフリカ系人民を、その権利の享受において差別しているので、これらの差別をなくすことがこの法律の目的である。

・ 連邦議会は、修正第一三条の規定により、このような法律を制定する権能を有している。⁽³¹⁾

・ いかなる法も、すべての人に平等でなく、また、他の市民には与えられる市民的権利をある市民から奪うものである場合には、自由を侵害する法であり、「合衆国市民」であるといふことの意義は、「一州の市民は、他のいずれの州においても、その市民の持つすべての特権及び免除を等しく享有する権利を有する。」という条文で保障されるところ

るの、すべての自由人に保障される基本的権利(fundamental rights)を保障されるということにある。⁽³⁴⁾

・発言者(Trumbull上院議員)の解釈によれば、合衆国で出生したアフリカ系の者も合衆国市民であるが、奴隸州においてはそのように解されておらず、そのことに基づいて有色人種の人々を差別する立法がなされている。このよ

うな問題を解決するには、連邦議会にある合衆国市民を定義する権限行使し、この法案が提案するような立法によつて、合衆国に出生した者はすべて合衆国市民であると宣言し、更に、この法案の規定するところの市民としての権利を享受することを明らかにしなくてはならない。⁽³⁵⁾

・本法案の採用する幾つかの部分は、一八五〇年に制定された逃亡奴隸法⁽³⁶⁾において採用されたものを流用したものであり、同法制定について連邦権限の正当性が認められるのならば、当然に本法案の該当部分の正当性も認められるべきである。⁽³⁷⁾

・次に、この法案の賛成者の主張するところは概要以下の通りである。

・修正第一三制定時の法務委員会においては、連邦政府が許容したならば南部の州がその権限行使して解放された黒人の権利と特権を制限することは予想されたことであり、

・本法案の採用する幾つかの部分は、一八五〇年に制定され

た逃亡奴隸法⁽³⁸⁾において採用されたものを流用したものであり、同法制定について連邦権限の正当性が認められるのならば、当然に本法案の該当部分の正当性も認められるべきである。⁽³⁹⁾

・次に、この法案の反対者の主張するところは以下の通りである。

・この法案は修正第一三条が連邦議会に付与した権限外のものである。⁽⁴⁰⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴¹⁾

・我々には誰が我々の共同体の構成員になるかについての決定権があり、その混入が我々の利益に反するものを構成員達のために構成されたものではない。⁽⁴²⁾

・また、この法案の反対者の主張するところは以下の通りである。

・この法案は修正第一三条が連邦議会に付与した権限外のものである。⁽⁴³⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁴⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁵⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁶⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁷⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁸⁾

・この法案は、結果として、州民によつて制定された法を無効とし、州法上合法である行為を行つた公務員を処罰するとしているが、そのような権限は連邦にはない。⁽⁴⁹⁾

・更にこの法案の反対者からは、オリジナルの連邦憲法上、連邦政府は、市民が州際間を移動した場合にその権利を擁護することはできるが、ある州の州内に生涯居住している者に関する法律を制定することはできない⁽⁵⁰⁾、ということを根拠に、本法案を

「各州の市民は、他のいざれの州においても、すべての特権免除を享有する。」

「合衆国市民に対し、合衆国憲法ないしはその法律により、他州においてその享受を保障される特権・免除を侵害しあるいはその原因となつた者は、当該侵害に基づく損害につき被

まさに奴隸ないしは解放民についての本法案のような法律を制定する権限を付与することが意図されていた。⁽⁴⁰⁾

・この法案は、異人種ないしは肌の色の異なる者に同等の市民的権利を付与することを目的とするもので、州の正当な権限を制限するものではない。⁽⁴¹⁾

・政府は、憲法上特段明記されていなくても、その管轄範囲内においてすべての者の権利を、平等に、保障するのに必要な不可欠な権能を有し、その権能によつて、黒人に各様の権利を付与することが可能なはずである。⁽⁴²⁾

・連邦政府はいずれかの人種ないしは皮膚の色をしている者達のために構成されたものではない。⁽⁴³⁾

・また、この法案の反対者の主張するところは以下の通りである。

・この法案は修正第一三条が連邦議会に付与した権限外のものである。⁽⁴⁴⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁵⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁶⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁷⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁸⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁴⁹⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁰⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵¹⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵²⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵³⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁴⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁵⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁶⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁷⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁸⁾

・この法案は、市民の各州内における自由と財産権の保障に関する事項についての連邦の管轄権を認めるものだが、それは連邦が形成されて以来州の管轄事項とされてきたことである。⁽⁵⁹⁾

ないインディアンを除く」ことに対する提案がなされた。⁽⁶⁰⁾

この提案については、市民権のもつ意義に鑑みると、その保有を納税義務負担の有無に依らしめるのは疑問である。⁽⁶¹⁾ 白人の場合には納税の有無にかかわらず市民権が認められるのにインディアンについては認めないとするのは失当である。⁽⁶²⁾ という反対意見が出された。これに対しても、実体的にはそれらのインディアンが独自の政府を組織しており、連邦法の管轄下にないこと、形式的にはオリジナルの連邦憲法自体がそれらのインディアンを連邦の人口構成の一部としていること、から、インディアンを市民としないと解し、それを示すために前述の用語を用いるのである、という説明がなされた。⁽⁶³⁾ また、インディアンを市民とすることは結果として権利を付与するだけでなく義務も課することになるが、これを認めず部族との条約によつて諸案件を処理するのが従前からの連邦政府の方針であった。⁽⁶⁴⁾ また、文化的生活 (civilized life)⁽⁶⁵⁾ に適していないインディアンを市民とすることはできない、⁽⁶⁶⁾ ということが指摘された。

この点とは別に、合衆国政府は成立当初から黒人もインディアンもその構成員ではなく、白人によって構成された政府であり、連邦議会は黒人やインディアンを市民とすることはできない、⁽⁶⁷⁾ という主張がなされたが、これに対しても、合衆国憲法の条文自体はそのようなことを述べていない、⁽⁶⁸⁾ といふ反論がなされた。⁽⁶⁹⁾

第二項 下院での議論

下院においては Wilson 議員が、本法案の提案趣旨を概要以下の通り説明した。⁽⁷⁰⁾

- ・本法案第一条の定める出生地を基準とする合衆国市民の定義は、英國におけるのと同様に、合衆国においても採用されており、その適用に際して人種等が考慮された前例はなく、従つて、有色人種に属する者も、その合衆国における出生によって、合衆国市民となる。⁽⁷¹⁾
- ・仮に、有色人種に属する者が出生によつて合衆国市民であるとされえないとしても、連邦議会は統一的な帰化の規則を制定する権限を有しているのであり、これによつてそれらの者を「帰化」させることができる。⁽⁷²⁾
- ・本法案第一条が定める合衆国市民の享有する権利とは、人がこの共和国内において享受することのできる自然的に有する権利である。⁽⁷³⁾

- ・本法案は、すべての市民による平等な市民的権利・免除の享受を目的とするもので、その限りにおいては、単に現存の法を認容するものであり、連邦憲法第四条第二節の定めるとところを実現しているにすぎない。⁽⁷⁴⁾
- ・もし我々の市民が单一の人種ないしは单一の皮膚の色の者から構成されている、ないしは、各州が、少なくとも市民的権利・免除に関しては、人種等を考慮せずに法制度を形成

する反論がなされた。⁽⁷⁵⁾ 次に後者の市民的権利に関しては、当初の一月二九日の段階での提案は、合衆国の諸州ないしはそれに属する領域の居住者 (inhabitants) は、その享受する市民的権利あるいは免除につき、その属するところの人種ないしはその肌の色、ないしは奴隸等の従前の地位に基づいて差別されない、⁽⁷⁶⁾ とされており、市民であることではなく、居住者であることを基準として権利等の享受を認めていることから、市民の定義によつて、この部分が何らかの変更をくわえられるかが問題とされた。⁽⁷⁷⁾ これについては、一般的の平穏と公共の福祉を確保するための州の規制権限行使に、市民権を定義したことから、市民の権利等の享受を認めたことが何らかの影響を与えるものではない、⁽⁷⁸⁾ といふ説明がなされた。⁽⁷⁹⁾ また「市民的権利」の定義に関する問題が提起されたが、同法は「すべての自由人 (free man)」に属する権利について扱うのみであり、政治的権利について扱うものではない、⁽⁸⁰⁾ といふ説明が指摘された。⁽⁸¹⁾ Saulsbury 上院議員は、このような説明にもかかわらず、法案の法文上は、市民権の保持に基づき市民的権利としての選挙権が、人種等に関わりなく付与されると解釈されうる、⁽⁸²⁾ という点を指摘し、このような解釈を許容しないよう条文を改正することを提案したが、これは否決された。⁽⁸³⁾

この法案の賛成者の主張は概要以下の通りである。
 成するならば、本法案は不必要であろうが、現状はそうではない。従つて、我々は、すべての人間の有するところの重要な基本的権利を保障するために最善を尽くさなくてはならない。⁽⁸⁴⁾
 この法案の第二条以下の条文は、以上の目的を達成するためのものである。
 本法案の制定根拠は、解放民に係わる部分については修正第一三條にあり、それ以上の権利保障をしている部分については、それらの権利を享有する市民に対して保障を提供する責務を実施するために必要な権限は連邦政府に認められなくてはならない、⁽⁸⁵⁾ ということにある。

この法案の賛成者の主張は概要以下の通りである。
 南北戦争におけるその貢献を考慮すると、黒人を奴隸制度のもとに再びおくことはできず、彼らは奴隸でない以上、合衆国の市民であり、もしそうでないとしても帰化に係る統一的な規則を制定する連邦議会の権限により、彼らを市民とする必要があり、更に、修正第一三條の規定によつて、連邦議会は、その市民間の差別を廃する法律を制定する権限を有する。⁽⁸⁶⁾
 修正第一三條制定に際しては、その第一節で奴隸的拘束の下にあつた者に実体的自由を与えるために奴隸制を廃止し、

第二節において第一節で与えられた自由を保障する権限を連邦議会に与える」とを意図して、同修正の成立に賛成した。⁽⁸⁵⁾

- ・連邦憲法上の「帰化」に関する権限は、議会が外国人に市民権を与えることができる」とのみを意味するのではなく、いかなる者にでも、合衆国市民権とそれに付随する権利を付与することができることを意味する。
- ・本法案の目的とするところは市民権の基礎をなす権利(Fundamental rights of citizenship)を保障することにあり、その権利とはすべての文明化された国家(civilized States)の市民に共通の権利で、生命、自由、財産を保障するためのものであり、すべての人間が法の前に平等であることを宣言するものである。そして、この目的を達成するために本法案は、すでに一般的に認められているところに従い、出生に基づく合衆国市民権を定義しているのである。⁽⁸⁶⁾

現実問題として、幾つかの州において、市民の権利・特権が州当局あるいはそこにある共同体によって侵害されているのであり、その回復を州政府には期待できない以上、連邦がそれを行うことが必要である。⁽⁸⁷⁾

反乱州の州民は、反乱によって、合衆国市民としても外国人としても理解されうる状態にあり、彼らを合衆国市民と

この法案の反対者の主張は以下の通りである。

- ・議会が、白人によって享受されている権利・特権を有色人種にも拡張できるということは、同様に議会が、それらを意のままに排除することもできるということでもあるが、そのような理解には同意できない。
- ・本法案第一条を適用すると、州の法律等に基づいてその権限を行使したために本法案の保障する権利を侵害する結果を招いた者を処罰することになる。これは州の公務員等に州法の適用を禁止する、ないしは州法を適用した者を処罰することになり、結果として州の権限を侵害し、強大な中央政府を構成してしまうことになる。⁽⁸⁸⁾
- ・修正第一三条第一節の目的是奴隸であつたものを自由人にしており、同条第二節は、州が黒人を再び奴隸とするのを阻止する権限のみを認めたものである。⁽⁸⁹⁾
- ・自州の居住者の法的地位について決定し、それらの者の間の関係を定めることは、その州の権限であり、それを侵害することは、絶対的、独裁的な中央権力を形成する原因となる。⁽⁹⁰⁾
- ・オリジナルの合衆国憲法においては、生命、自由、財産の保障に関しては、「いかなる者」にも保障する、とすることにより、一般的に人権を保障することが企図されているが、本法案においては、市民の権利を保障することが意図

して再び受け入れるかどうかが決定されなくてはならない。本法はその選択に関する連邦政府の立場を示すものであり、彼らを合衆国市民として受け入れ、彼らに合衆国市民としての権利、特権を提供することを示すものである。⁽⁹¹⁾

・合衆国・合衆国政府を白人の國・政府と考えた者は（南北戦争において）敗れた。従つて、この國・政府の創建者の考え方に基づいて、この國で出生した者をその市民とすることを宣言することは、妥当である。⁽⁹²⁾

・合衆国憲法の前文に従い、合衆国政府は個人の権利をその内外において保障する責務を負担している。それを果たすことなどが歐州諸国内においては認められるのに、国内においてそれが許容されないというのは承伏しがたい。⁽⁹³⁾

・本法案の通過は、反乱州において連邦に忠誠である者の保護のために必要である。⁽⁹⁴⁾

・本法案の目的は、市民的権利の享受に際する「人種、皮膚の色、従前奴隸であったこと」を理由とする差別の禁止、すなわち市民的権利の平等な保障であり、それ以外の理由による区別は認められるのであるから、州権限の侵害にならない。⁽⁹⁵⁾

されており、オリジナルの憲法起草者の意図が無視されている。⁽⁹⁶⁾
 連邦議会には、州内においてその市民の市民的権利・免除を定義する権限はない。⁽⁹⁷⁾
 ・本法の規定は州の権限を侵害しており、同様のことは、むしろ憲法修正によって行われるべきであり、更にその内容についても、州に市民的権利を保障することを義務づけ、それが州政府によって実現されないときには連邦政府が関与する、という方式にすべきである。⁽⁹⁸⁾

また、個別の議論としては特に、「市民的権利(civil rights)」に選挙権が含まれるかどうかが問題とされた。この点については、
 ・この法律の制定を認める」とは、論理的な結果として、州の専轄事項とされている選挙権を有色人種に付与するため、連邦議会が法律を制定することを認めることがある。⁽⁹⁹⁾
 一般的な用語法として「市民的権利」に選挙権を含まない」とは解されえない。⁽¹⁰⁰⁾
 「市民的権利・免除」と政治的特権とは同一ではなく、この法案において保障されることになるのは前者であつて後者が、本法案においては、市民の権利を保障することが意図

者ではない。⁽¹⁸⁾

ということが指摘された。

下院における法案修正の主なものとしては、まず、上院審議の時に存在していた「居住者 (inhabitant)」という用語が、本法案の適用範囲を諸州の居住者でなく、合衆国市民に限定するために「市民 (citizen)」とふう用語に変更され、また、享受される権利のリストに「白人の市民によって享受されるのと同様に (as is enjoyed by white citizens)」という文言が挿入された。更に、市民的権利・免除に関する一般的な差別を禁止する文言が削除された。

第三項 大統領の拒否理由

大統領の拒否権行使の理由は、概要以下の通りである。⁽¹⁹⁾

- ・本法案第一条の規定は連邦の市民権並びにそれに付随する権利を与えるもので、それから派生的に生じるものでない限り、州の市民としての地位を与えるものではないと解され、州の市民権は各州によつて付与されるものと解される。そのように付与される連邦市民権並びにそれに付隨する権利を、連邦構成州三六州のうち一州の議員が議会に出席していなさい状況において、奴隸から解放されたばかりの黒人に付与するのは、彼らの教養の程度を勘案すると、良い政策選択とは考えられず、また、合衆国に忠誠を示しているものになる。⁽²⁰⁾

するものになる。⁽²¹⁾

第四項 第二回目の上院での議論

大統領の拒否権を受けて、Trumbull 上院議員は概要次の主張をした。⁽²²⁾

- ・大統領が、反乱州からの代表が議会にいないことを理由に本法案の妥当性に疑問を呈するのは、すでに制定された他の法律についても同様のことが指摘しうるにもかかわらずそれをしてこなかつたことを考慮すると、失当である。⁽²³⁾
- ・本法案における市民の定義について、大統領は、連邦市民権保持者を定義するのみであると解するが、人は合衆国市民になることによって同時にその居住する州の市民になるのであり、この点に関する大統領の理解は誤っている。⁽²⁴⁾
- ・本法案は合衆国で出生した者をすべて合衆国市民とするという点で、確かに外国人を区別するものであるが、個人は、黒人白人にかかわらず、外国人であるという意味においては差別されず、また、外国人の子供であつても、合衆国白人市民の子供と同様に、合衆国内での出生により合衆国市民となるので、本法案は外国人を差別するものであるとする大統領の指摘は失当である。⁽²⁵⁾
- ・市民になることが必ずしも参政権を与えられることにならないのは、女性や子供が市民であるにもかかわらずそれら

る教養ある立派な外国人を差別することになる。⁽²⁶⁾

本法案は、第一条後段列挙の権利に関し、白人・黒人間の完全な平等の実現を意図しているが、これらの問題は、これまで州の専管事項と考えられていたことである。確かにこれらの問題について州の立法権の行使に連邦の制限がないとはいえないが、実際には、例外的な状況を除いて、両人種間の差別に基づく州の立法権の行使はなかつた。また更には、連邦がこれらの点について州の差別的立法を排除できるとすると、州の政治機構に関する参政権についても同様の権限を行使できることになるが、そのような権限は連邦議会にはない。⁽²⁷⁾

本法案第二条の規定は、州法に基づく適切な裁判が、結果として、裁判官を連邦法上刑罰の対象とする可能性があるという意味において、州の司法作用に対する侵害であり、違憲の疑いがある。⁽²⁸⁾

本法案第三条の規定は、連邦裁判所の裁判権を連邦憲法の規定上その範囲にない部分にまで認めているという意味で、たとえ修正第一三条の存在を考慮したとしても、違憲である。⁽²⁹⁾

奴隸制の廃止以降、それぞれ独立した主体となつた白人と黒人の間では、資本と労働のバランスの中で適切な関係を形成していくのが最善であり、本法案の成立はそれを侵害することができる。⁽³⁰⁾

を持たないことからもいえる。⁽³¹⁾

合衆国市民として享受する権利は、すべての国家において自由人でありかつ自由な市民である者が享受する権利で、それらは本法案で列挙しているようなもので、すべての連邦に属する州で享受されるものであり、更に合衆国市民は、この権利について外国においても連邦政府の保護を享受することができる。⁽³²⁾

政府による保護と政府に対する忠誠は相互的関係にあるものであり、その防衛のために状況によつては、市民に対しその生命、財産の提供を要求する政府が、市民に保護を与える権限を有さない、ということは考えられない。⁽³³⁾

本法案第二条の目的は、黒人の優遇にあるのではなく、差別の禁止にあるのであり、規定ぶりもそくなつていて、また本条によれば、州の立法者がその立法行為によつて罰せられることはなく、裁判官等についても意図的に本条に違反するのでなければ処罰されることになつていて、この点については意図的に州法のもとで連邦法に反した公務員を処罰する法律が制定された前例もあり、本法の実効性を担保するためにも必要である。⁽³⁴⁾

州法の差別的規定等によつて、解放民の権利を保障するためには、事件を連邦裁判所で取り扱うことが必要ならば、修正第一三条第二節により連邦議会は連邦裁判所の管轄権を設

定する権限がある。⁽¹²⁾

・本法案は、何人についても権利の付与ないしは剥奪を行うものではなく、市民間における市民的権利の平等な享受と差別的な处罚の対象とならないことの保障を目的とするものである。⁽¹³⁾

本法案に賛成の者の主張は概要以下の通りである。

- ・連邦に帰化した者は、生来的連邦市民と同様に市民的権利を享受するのであり、もし、連邦市民となることが州内において何らかの権利の享有を意味せず、州への出入りについても何ら意味を持たないとすると、連邦市民になることは実質的には無意味になってしまう。⁽¹⁴⁾

- ・州政府が解放民に対し正義を行わないならば、連邦政府はそれを行わなくてはならず、州政府は、本法案第二条の保障する権利を侵害するような州の法律等をなくす」とによつて、連邦政府の介入を避けることができる。⁽¹⁵⁾

本法案に反対の者の主張は概要以下の通りである。

- ・連邦憲法制定時に連邦市民となつた者並びにその子孫、連邦議会の定める法律によつて帰化した者並びにその子孫、合衆国で出生した白人、が連邦市民である。合衆国には市民権としては連邦市民権が存在するだけで、すべての合衆

國市民はそれぞれの州ないしは連邦に属する領域の居住者となるのであり、州は市民権を付与する権限を持たず、連邦も外国人を帰化する権限を持つだけである。

・修正第一三條はその第一節で奴隸を解放したのであるから、同条第二節は、当然に、同条第一節で解放された者に關係する法律を制定する権限を連邦議会に与えたにすぎないのにもかかわらず、本法案はそれ以外の者の権利も保障の対象としている。

・その出生した州の憲法ないしは法律により州の市民となつた者が合衆国市民となり、それに付随する権利を享受するとき、それが合衆国市民となり、それに付隨する権利を享受するので、本法案は州の権限を侵害しておらず、違憲である。⁽¹⁶⁾

・本法案第二条は同法案規定の権利を意図的に侵害した者を処罰すると規定しているのみである、と説明されるが、その意図はなされた行為から証明されるので、結果として同法案規定に違背する州法を適用した裁判官は処罰されることになり、州の司法機関の権限を侵害することになるので、違憲である。⁽¹⁷⁾

第三節 その他の立法

これら二つの法律の他に、同時期に市民的権利に係わる幾つかの法律が制定されている。それらの主なものは以下の通りである。

①一八六六年奴隸誘拐禁止法 (Slave Kidnapping Act of 1866)⁽¹⁸⁾

②一八六七年強制労働禁止法 (Peonage Act of 1867)⁽¹⁹⁾

③一八六七年人身保護関係法⁽²⁰⁾

④コロンビア特別区選挙法⁽²¹⁾

⑤合衆国属領選挙法⁽²²⁾

⑥一八六七年第一次再建法⁽²³⁾

①の一八六六年奴隸誘拐禁止法は、當時 Florida, Mississippi, Louisiana 州等で解放民が捕らえられ、奴隸として売られていたという状況に対応するために制定された法律である。同法第一条は奴隸にするないしは意に反する苦役で事させるとする目的で、黒人等に限らず、人を誘拐し、あるいは、人を勧誘、説得して国外も含む他所に赴かせる、ないしはその帮助をした者を处罚するとし、第二条は、船主等が、人を合衆国の諸州等から外国等に、奴隸にする意図をもつて、ないしは奴隸とされることを知りながら、その業務に従事する船舶に乗船させた場合には处罚される、と規定していた。

②の一八六七年強制労働禁止法は、New Mexico における Native American の奴隸化と借金返済のための強制労働に

対しての対策の必要を契機に制定されたが、適用範囲は同区域に限られず、合衆国全土とされた。⁽²⁴⁾ 同法は、借金返済のための強制労働 (peonage) を禁止し、それを設定ないしは保護する法律等を無効として、更にそのような強制労働を行わしめ、ないしは行わしめることを帮助した者は、处罚されたとした。

③の一八六七年人身保護関係法は、一七八九年裁判所法を改正するものであった。本法はその第一条で、從前与えられた権限に加え、あらゆる者に関し、合衆国憲法、条約、合衆国法に反してその自由が制限されている場合に、合衆国裁判所・裁判官が人身保護令状を発出し、裁判を行うことを認め、また、それらの事件に関して巡回裁判所、合衆国最高裁判所への控訴、上告を認めた。

同じ年に制定された④のコロンビア特別区選挙法は、その第一条で、二十一歳以上の男性で、出生によるあるいは帰化に基づくにかかわらず合衆国市民である者に、人種ないしは肌の色に関係なく、投票権を与えた。本法の制定とほぼ同時期に⑤の合衆国属領選挙法が制定され、そこにおいても、人種等に基づく選挙権行使についての差別が禁じられた。

⑥の一八六七年第一次再建法は、反乱州の連邦復帰をどのように進めるか、ということを示すための法律であった。その前文では、反乱州において適切な生命・財産の保障を提供

する政府が存在しないことを本法の制定理由とし、第一条及び第二条で反乱州における軍による統治を設定し、第三条においてそれらの統治を行う士官の義務の一つとして、すべての個人の生命と財産に対しての権利の保障を規定し、更に当該士官はその実効性を担保するために刑事、民事、軍事にわたる裁判を行えることとされた。また第五条においては、反乱州が連邦に復帰しそれらの州選出の議員が連邦議会に復帰する条件として、当該州の州憲法が合衆国憲法にあらゆる意味で合致することと、二十一歳以上の当該州に一年以上居住する男性市民を、その人種、肌の色、ないしは従前の地位に関係なく憲法の制定にかかる投票に加えることを条件としていた。⁽¹⁾

第二章 議会での議論

修正第一四条案は、一八六六年四月三〇日、再建合同委員会（Joint Committee on Reconstruction）から下院においては Stevens 下院議員によつて、上院においては Fessenden 上院議員によつて提案された。⁽²⁾

提案された修正案は全体で五節からなり、第一節は「いかなる州も、合衆国市民の特権及び免除を侵害する法を制定ないしは施行してはならない。また、いかなる州も正当

ては議論されることなく、下院においては同月二六日から二八日まで議論された。⁽³⁾このいわゆる Bingham 下院議員案については、概要次の議論がなされた。

まず二月二六日、Bingham 議員は提案趣旨を以下の通り説明した。

- 本修正案の規定上使われている文言は、議会に権限を与えていた部分を除いては、オリジナルの連邦憲法第四条第二節と修正第五条において使われているものである。⁽⁴⁾
- 従来これらの憲法の条文上の要求を州に適用するための立法を行う権限は、オリジナルの憲法においては、連邦議会に与えられていなかつた。
- その憲法上の要請は、憲法によれば、すべての州とその公務員によつて実施されることとされていた。
- 従つてこの憲法修正案は、いかなる州にも、またいかなる個人にも、オリジナルの憲法上規定されている義務以上のものを課すものではない。⁽⁵⁾
- しかしながら、反乱州はそれらの義務を無視し、これらの条文に違反した。
- これらの条文を適用する立法を行う権限が連邦議会に与えられていたならば、この反乱は生じなかつたと考えられる。⁽⁶⁾
- このことから、将来の政府においてすべての人々にこれらのことから、将来の政府においてすべての人々にこれら

な法の手続によらずに何人からも生命、自由または財産を奪つてはならない。また、その管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない。」

「下院議員は、連邦に属する各州の間において、課税されないインディアンを除く各州の総人口数に従つて配分されるととする。しかしながら、いかなる州においても、二十一歳以上のその市民の一部に対して、選挙権が否定される、あるいは反乱への参加ないしはその他の犯罪に関わったことを除くいかなる理由においてもそれが制限される場合には、当該州の下院議員の配分基数はこれらの男性市民数の二十一歳以上の男性市民数に対する割合に応じて減少されることとする。」⁽⁷⁾

第一節 Bingham 案

再建合同委員会は四月三〇日の提案の前に同年二月二三日に一度

「連邦議会は、各州の市民にそれぞれの州において市民のすべての特権及び免除を保障し、また、すべての者に生命、自由及び財産に対する権利の平等な保護を保障するために適切かつ必要なすべての法を制定する権限を有する」ととする。」⁽⁸⁾

という憲法修正案を提案している。⁽⁹⁾この修正案は上院においては反乱への参加ないしはその他の犯罪に関わったことを除くいかなる理由においてもそれが制限される場合には、当該州の下院議員の配分基数はこれらの男性市民数の二十一歳以上の男性市民数に対する割合に応じて減少されることとする。

の保障を与えるために、この修正案を提案する。⁽¹⁰⁾

また、同議員は二月二八日に次の通り補足している。⁽¹¹⁾

・これまでの議論においては、合衆国市民が各州において合衆国市民としての特権・免除を有し、また、いかなる者も適正手続きなしにはその生命、自由、財産を奪われることはない、ということは認められている。⁽¹²⁾

・本修正案への反対者は、このような憲法修正のもとで権利の章典（bill of rights）を連邦議会の立法により保障することに、それが州の権限を侵害するということを理由に、反対している。⁽¹³⁾

・しかしながら、いかなる州といえども、合衆国市民に諸州において平等に特権・免除を享受することを保障する合衆国憲法のもとで、それを侵害する権限を留保しているとは言い難いはずである。⁽¹⁴⁾

・反乱州に居住する連邦に忠実な少数の白人や、反乱州の法律によつて従前の奴隸と同等の地位におとしめられようとしている選挙権を持たない有色人種に属する者を保護するためには、そのための権限を連邦議会に認める必要がある。⁽¹⁵⁾

本修正案に賛成の者の主張は概要以下の通りであった。

・本修正によつて、オリジナルの連邦憲法の規定するところ

が集成され、憲法の当初よりの意図を実現でき、各州の市民が、連邦に属するそのほかの州において市民とされ、その権利が保障されることになる。

- ・本修正は、連邦議会に、合衆国市民の属性とされる合衆国憲法により保障される自然的権利を、立法により確保する権限を与えることを意図するものであり、州の権限を侵害するものではなく、またそれは、解放民の権利を保障するためには必要である。

本修正案に反対の者の主張は概要以下の通りであった。

- ・オリジナルの連邦憲法に規定される市民の特権・免除に関する条項は、裁判所によって適用されることが予定されていたのであり、議会が適用のための立法を行うことは意図的に避けられたのであり、本修正案の趣旨はそれに反する。⁽¹⁵⁾
- ・反乱州の議員が参加していない議会で、それらの州が影響を受ける憲法修正について扱うのは不適切である。⁽¹⁶⁾
- ・本修正により連邦法によって各州の州法が改廃される可能性が生じることになるが、仮に州法の改正が望ましい状況にあってもそれは州によってなされるべきであり、連邦によつてなされるべきではない。⁽¹⁷⁾
- ・本修正によって、連邦政府が集権化し、生命、自由、財産

に關係する第一次的立法権を有して、それらの保障のためにはかかる立法が必要かを決定することになり、結果として州の立法権が侵害されることになる。

- ・しかしながら、連邦議会が合衆国国内において統一的に生命、自由、財産にかかる立法をする権限を有するするとすると、かつて反乱に参加した者のような者が連邦政府の権限を行使することになった場合、それらの者が制定した法律がすべての州で適用されることになる恐れがある。
- ・「⁽¹⁸⁾」とを指摘し、諸州に市民間の差別を禁じる修正案の方が望ましいとして、本修正案の審議の延期を提案した。⁽¹⁹⁾

二月二八日に Hotchkiss 議員が、命、自由、財産にかかる立法をする権限を有するとすると、かつて反乱に参加した者のような者が連邦政府の権限を行使することになった場合、それらの者が制定した法律がすべての州で適用されることになる恐れがある。

・本修正案がいかなる州もその州市民において差別をしてはならない、ということを意味している限りにおいては、本修正案に賛成である。

第二節 Stevens 案

議会は、修正第一四条第二節の扱う下院議員の配分に関する憲法修正案を、下院においては一八六六年一月二二日から

三一日まで、上院においては一月五日から三月九日まで審議している。本修正案は最終的に上院によつて否決された。⁽²⁰⁾

第一項 下院での議論

一月二二日、下院において、再建合同委員会を代表し、Stevens 議員は次の憲法修正案を提案した。

「下院議員と直接税の配分は、連邦に属する各州のうちにおいて、課税されないインディアンを除く各州の総人口に従つて、配分される。ただし、人種ないしは皮膚の色に基づいて州により選挙権が否定されないしは剥奪されている場合には、当該人種ないしは皮膚の色の者はすべて下院議員配分の基數から除かれるものとする。」

同議員は、本修正案は、各州が選挙権行使からある種の人々を排除した場合にそれらの者の数を下院議員配分の基數から除くことによつて、下院議員配分の基數をすべての人々とするものである、とその提案趣旨を説明した。⁽²¹⁾ 更に Conkling 議員が、この説明を補足して次のように説明している。

・連邦憲法第一条第二節の定める基本原則は、自由な政治社会の政府はその構成員に属し、それ以外の者がそれに加わるのは、権利としてではなく、明示的な同意によるものである、ということである。⁽²²⁾

・奴隸には、従前自然的権利の享有は認められず、また政

治的権利の享有も認められていなかつたことから、自由な政治社会の構成員でもなく、彼らの政治的能力の一部は彼らの所有者を通じて行使されることとされてきた。⁽²³⁾

・奴隸は、解放された結果として、自然的権利を享受することになったが、その政治的能力に疑問が呈された結果、政治的権利は認められず、彼らの所有者も存在しないことから、彼らの政治的権能 (political power) の行方が問題となつた。

・彼らが自由人になつたことから、連邦憲法第一条第二節に従えば、彼らは、五分の三としてから五分の五として数えられることになり、その結果として、彼らを自由な政治機構に参画するのに向かないとする者のもとで下院議員の数が増加するという形で、彼らの政治的権能が行使されるとなるが、これが望ましいとは思われない。

・これに対処するために、三つの案が考えられる。第一は、下院議員配分の基數を高い能力のある選挙人の数にする方法であり、第二案は、州の人種等に基づく区別を行う権限を排除する方法であり、第三案は州に選挙人並びにその政治機構の構成員の決定権限を残すが、同時に彼らがその領域にいる一部の者を政治的権利の行使者として不適格である、ないしは政治的に無価値であると判断したならば、それらの者を連邦の代表を配分する際の基數に含ませること

を認めない、という方法である。^(註)

- ・第一の方法は、州による無限の選挙人拡充を招くことになり、仮にその選挙人認定の条件を統一的に定めたとしても、人口構成の州間における多様性からうまくいかない。

・第二の方法は州の自律権限を侵害することになるという反対が強いことから、各州の承認がえられない。^(註)

- ・第三の方法は、政治的実在のある者にのみ代表が与えられる、という原則にも沿うものであり、本修正案の意図するところはこれである。

・「合衆国市民」の数を配分の基數とする案もあったが、外国人を配分基數に加えることによって下院議員の配分を行っている州もあることから、それらの州に承認されやすくなるためにも、また、憲法が「人」を配分の基數としていることからも、採用しなかった。

本修正案に賛成の主張は概要以下の通りである。

- ・本修正案は、一部の者が、それらの者によつて政治的能力を行使するのに不適正であるとされた者の代わりにその政治的権能を行使することを認めない、とするのみである。^(註)
- ・本修正案によって、南部の政治的勢力を弱めることができ、また有色人種を保護することができる。^(註)
- ・本修正案によって、連邦内における各州の平等と、各市民

の平等を確保することができる。^(註)

- ・また、本修正案に反対の主張には、本修正案は黒人選挙権を認めることを南部州に求めるものである。

・本修正案は州の権限を侵害する。^(註)

- ・本修正案は共和党の利益を計るための党利に基づいたものでしかない。

・黒人の政治に参加する能力には疑問がある。^(註)

- ・黒人の政治に参加する能力には疑問がある。^(註)

・本修正案が人種による差別以外について規定していないという意味で不十分であり、また結果として人種による差別を公認することになる。

- ・黒人の政治に参加する能力には疑問がある。^(註)

・黒人の政治に参加する能力には疑問がある。^(註)

以上の議論をふまえ、再建合同委員会で修正案の再検討がなされたが、最終的には「直接税の」という部分が削除されただけで、採決にかけられ可決された。^(註) また、一票の価値の平等の観点から、選挙権を有すると認められた者の数を基數とするべきである、という主張もされた。しかしこれは、本修正案の対案とされるか、の採決に当たつて否決された。

第二項 上院での議論

上院での議論は、Doolittle 上院議員の、基數を二一歳以上上の州の立法機関によつて認められた男性選挙人の数にする修正案の提案と、Sumner 上院議員の、憲法改正によらずに、人種等に基づく政治的権利の差別を禁じ、その享受の平等を宣言する案の提案で始まった。

更に Henderson 上院議員から、

「どの州も、選挙人 (electors) に要求される条件を規定するに当たり、人種、皮膚の色等によりいがなる者も差別してはならない。」

という修正案が提案され、これらの見解を受け、再建合同委員会を代表して、Fessenden 上院議員は概要次の通り、委員会案について説明した。

・奴隸制が廃止されたことによつて憲法上の関係する条文の見直しが必要になった。

特に問題なのは下院議員の配分に関する条文である。これについてはそのまま適用することも考えられるが、そうすると州に投票資格を決定する権限が残されることになり、結果として解放民は従前の奴隸州において投票権を認められない、ということが起こることは容易に想像できるところであり、このような状況に対しても何らかの対策が必要であると思われる。^(註)

これによつてすべての州の人々をその基數に加えることができる。⁽²³⁾

以下通りであった。

・南北戦争における黒人の功績を考慮すると、連邦政府は白人の政府である、とは言いがたい。

・反乱を生ぜしめた反乱州の白人がなんの条件もなく選挙権行使しようとしているのに、連邦を守る努力をした黒人が選挙権行使できないとされるのは承伏されがたい。

・黒人に単に権利を認めるだけでなく、その権利を自ら確保する手法として選挙権を認めるべきである。⁽²⁴⁾

・Henderson 案は州に人種以外の理由に基づく差別を許容する可能性があり、また、Doolittle 案は女性及び二歳以下の者の政治的存在性（political existence）を評価していない点で、現実問題として州が認容しないと予想されるので、支持できない。⁽²⁵⁾

・南北戦争において連邦に敵対した反乱州が、結果として連邦内での政治的影響力を拡大するのは認容できない。⁽²⁶⁾

・奴隸制が廃止された結果、従前奴隸であった者は単に解放民（freedmen）になつたのではなく、自由人（free men）になり更には合衆国市民となつた。従つて、当然連邦議会

に代表される権利があり、それを否定する州においてはその限りにおいて、代表者が配分されないとするは正当である。⁽²⁷⁾

・Black Code 等によつて強制労働をさせている者が、その対象とされている者を代表して連邦議会で投票することは認めがたい。⁽²⁸⁾

・連邦政府のために戦つた黒人がその自由を求めるときに、連邦政府によつてその機会が奪われることがあつてはならぬ。⁽²⁹⁾

・本修正案のもとにおいても自由人の数が配分基數とされた場合にはそれらの者が基數から除かれるとされるのみであり、選挙権の問題には本修正案はふれておらず、州の権限も従前と変わらず、また、連邦の権限も変更されるものではない。⁽³⁰⁾

・また、本修正案に反対の者の主張は概要以下の通りであった。

・選挙人資格について規定するのは州の権限である。⁽³¹⁾

・黒人に自由人（freeman）としての権利を享受せしめるのは構わないが、選挙権は彼らが自然に従つて存在する白人との差異を克服する程度になつてから認めるべきである。⁽³²⁾

・本修正案によって、投票権を有さないまま下院議員の配分基數に加えられる者の数は北部の州においては従前通りであるのに、減少することになる。

・本修正案の目的は共和党と北部諸州の優位を保持することにすぎない。⁽³³⁾

・白人と黒人は異なる種に属するので異なる政治的共同体を形成するべきである。⁽³⁴⁾

・本修正案は、課税について規定しないことにしたが、これによつて、代表なれば課税なしの原則に反することになつてゐる。⁽³⁵⁾

・本修正案の採用する方法によつては、黒人人口の少ない州においてその目的とするところの黒人選挙権の実現をすることはできない。⁽³⁶⁾

・本修正案は、結果として連邦の規制権限を否定し、州に黒人の参政権を否定する権限を認めることになる。⁽³⁷⁾

・本修正案の目的是、修正第一三条に基づいて議会の立法で実現することが可能で、またそうするべきである。⁽³⁸⁾

・憲法の改正によつて達成されるべきは、反乱州の黒人選挙権の確保だけなく、合衆国全域における合衆国市民の選挙権の確保である。

・問題は各州の人口を下院議員の配分基數とするのは適切かどうかとことであり、オリジナルの連邦憲法はこの方法を探つており、実際にも簡明かつ実用的であるので、この方法は適切であると考えられる、これにたいして本修正案はこれを損なうものである。⁽³⁹⁾

・連邦憲法の共和政体保障条項にいう共和政体のあり方は多様であり、特定の共和政体のあり方を保障しているのでは

ない。連邦憲法上のこの条文は、「反乱等により州の共和政体が危機にさらされたときにそれに対処することを連邦に求めているのであって、黒人に投票権を認めるることを州に強要する権限が連邦にある」とことを根拠づけるものではない。⁽⁴⁰⁾

であると説明した。⁽²⁵⁾ これについては Greshell 議員から citizens という用語はその意義に疑義があり議論を引き起⁽²⁶⁾ じるに至るので望ましくない。

citizens とする」とによつて反乱に係わつた者にも選挙権を認めなくてはならないと解される可能性があり、これは望ましくない。

という点が指摘された。⁽²⁷⁾ この指摘に対しには Trumbull 議員が、citizens とする」とによつて、黒人を選挙人として認めることにより下院議員の配分を拡大することを望む州は、黒人を単に選挙人とするだけでなく市民としても認めなくてはならないとすることができる、とした。更に同議員は、Johnson 議員からの、この用語を使うことによつて外国人を排除することになるとの指摘に対し、将来的には市民権を有する者のみが投票に参加することになるべきである、という見解を示している。⁽²⁸⁾

この他に Henderson 案と実質的に同旨の文言を加える案などのいくつかの修正が提案されたが、最終的には再建合同委員会案とともに廃案となつた。

第三節 修正第一四条案に関する下院での議論

一八六六年四月三〇日に再建合同委員会から提案された憲法修正案に関して、同年五月八日から一〇日までに下院でな

された議論は次の通りである。

まず Stevens 議員が、本修正案は必ずしも理想のものではなく、再建合同委員会は現実的な選択をせざるをえなかつたと前置きした上で、それぞれの条文の趣旨について概要以下の通り説明した。⁽²⁹⁾

- ・第一節は、州に対し、合衆国市民の特権・免除を侵害する、その生命、自由、財産を不法に侵奪すること、およびその管轄内にあるすべての人に法の下の平等を否定する」とを禁じるものであり、これらの事項は独立宣言や基本法 (organic law) で言及されているものである。それらは、従前は、連邦議会の行為を禁じるものであり、州の行為を禁じるものではなかつたが、本修正によって連邦議会は、州の法律をすべての者に平等に施行されるよう修正する権限を有することになる。本修正の効果として、市民的権利法によつて保障されたところのものを憲法によつて保障することになり、議会が入れ替わつてもそれが保障されるようになることができる。
- ・第二節は、いづれかの州がその成人男性市民を選挙権行使から、除外しないしはそれを制限した場合に、当該州の代表権がその割合に応じて制限されるとするものである。これによつて州は普通選挙権 (universal suffrage) を認めせしめられるか、立法・行政の両連邦機関構成に際して

少数派であることに甘んじせしめられるか、のいずれかになることになり、早晚各州は前者を選択することになると思われる。⁽³⁰⁾

本修正案に賛成の者の主張は概要以下の通りであつた。

まず本修正案第一節については次のことが主張された。

・本修正案第一節は、連邦議会に各州に居住する連邦市民の権利を保障する権限を付与するものである。

・連邦議会は合衆国市民に平等の権利を、憲法の与える権限範囲内で保障する必要があり、本修正案第一節はその権限を連邦議会に与えるものである。⁽³¹⁾

次に第二節については次のことが主張された。

・すべての知性ある成人合衆国市民が、自然権に匹敵する重要性のある、選挙権を享有すること、を憲法に規定できる状況にないのは残念であるが、現実的な選択として本修正案は支持できる。⁽³²⁾

・旧反乱州において、従前奴隸であった者は州の政治において代表の基礎とされていないのに、連邦議会においてそれらの者を代表の基礎としなくてはならないとするのは承伏できない。⁽³³⁾

・州の政治権力の強さは選挙に参加できる者の割合によつて決定されるべきであり、選挙権を否定されながらその州に

居住している者の割合に依拠して決定されるべきではないので、本修正案第二節は支持できる。⁽³⁴⁾

・連邦の再建は、黒人に選挙権を与え、反乱に参加した者の参政権を制限することによつて可能になる。⁽³⁵⁾

次に本修正案に反対の者の主張は概要以下の通りであつた。

まず本修正案の審議過程に対する批判として

・憲法の規定において、その改正については「いづれの州も、その同意なくして上院における平等の投票権を奪われる」とはない」とされているにもかかわらず、旧反乱州の議員は議会に出席を認められておらず、このような状況で憲法修正を発議するのは認めがたい。⁽³⁶⁾

・本修正の目的は、連邦憲法制定時に人民の自由と財産を保護するために必要不可欠のものとして認められた州の権限を侵奪し、更に旧反乱州の人々の選挙権を制限しそれらの人々を現政権与党に従わせることであり、それがなされば、連邦は回復されえなくなる。

・本修正案第一節は、合衆国市民の特権・免除を規定することにより連邦政府が州に干渉することを可能にし、連邦制の基礎となつてゐる州の権限と連邦政府の本質を破壊する

ものである。⁽²⁵⁾

・本修正案第二節は旧反乱州に黒人の選挙権を認める」とを強いるものであり、これはそれらの州には承認されがたいもので、そのような成立の可能性のない修正案を提案すべきではない。

という批判がなされた。

この他に本修正案第三節に関する議論が多くの議員から出された。⁽²⁶⁾ 同案は一八六六年五月一〇日下院を通過した。

第四節 修正第一四条案に関する上院での議論

四月三〇日の Fessenden 議員の提案を受けて、五月一三日に Howard 議員が上院において提案趣旨説明を行った。その内容は概要以下の通りである。

- ・本修正案第一節第一文は、合衆国市民でない者を除く、特に合衆国市民にのみ保障される特権・免除に関する条文である。
- ・合衆国市民に保障される特権・免除を包括的に定義する」とはできないが、連邦憲法の第四条第二節と最初の八つの修正条項の保障するところがそれに含まれる。
- ・従前、連邦憲法上保障されていた特権・免除は、合衆国市民に保障されるとされるのみで、州に対する制約とはさりに保障されないとされるのである。

- ・しかしながら本修正第一節は、連邦憲法の保障する特権・免除に含まれると考えられていない、実定法によつて形成される選挙権を保障するものではない。⁽²⁷⁾
- ・本修正案第二節は、各州の選挙権に関する権限に連邦が干涉することを認めるものではなく、また、有色人種の選挙権を保障するものでもない。
- ・従前の連邦憲法下においては人口が下院議員配分基數とされており、奴隸制を認めない州においては市民的権利を享有する者の数が基數とされる一方で、奴隸制を認める州においては市民的権利を享受する者の数に加えて、それを享有しない奴隸の数の五分の三を配分基數に加えてきた。⁽²⁸⁾
- ・奴隸制の廃止により、従前の連邦憲法に従えば、奴隸であつてはならないが、それが現実的でないため、本修正案第一節は、州の権限に制限を加え、州が常に連邦憲法上保障される合衆国市民の特権・免除を尊重するようにすることを目的とするものである。

た者は一人として下院議員配分基數に加えられ、結果として旧奴隸州に配分される下院議員数は増加することになる

が、それらの州では黒人を選挙権から排除しており、そのような状況で旧奴隸州の下院議員数が増加するのは承伏できない。⁽²⁹⁾

・この点から、「州が男性市民の一部を選挙権から排除している場合には、その比率に従つて下院議員数が減少される」という原則をすべての州において適用することを再建合同委員会は考案した。⁽³⁰⁾

- ・この原則は、市民の人種等に関係なく適用され、また同委員会は、有権者の分布が各州間で異なり、オリジナルの連邦憲法が人口を基数としていることから、有権者数を下院議員配分基數とせず、人口を配分基數とするにした。⁽³¹⁾
- ・本条文は旧奴隸州に有色人種の投票権を認めることを強いるものであるが、それらの州にのみ適用されるものではなく、すべての州に適用されるものである。⁽³²⁾

Howard 議員の趣旨説明に続いて、本修正案第一節及び第二節について概要以下の議論がなされた。

本修正案第一節については概要以下のことが議論された。⁽³³⁾ および Howard 議員の提案趣旨説明と同日、Wade 議員が

同条文を次の通り修正することを提案した。⁽³⁴⁾

「いかなる州も合衆国において出生し、またはその法によつて帰化した者の特権・免除を侵害する法を制定・施行することはできない。また、いかなる州も正当な法の手続によらずに、何人からもその生命、自由、財産を収奪してはならない。また、その管轄内にある何人に対しても法律の平等な保障を否定できない。」

同議員はこの修正について、再建合同委員会案第一節において用いられている「市民」の用語の意義には争いがあり、この用語に代えて同議員案第一節のようにすれば、その他の解釈がなされることを避けることができる、と指摘している。 Wade 修正についてその可否は採決されなかつたが、五月二九日に Howard 議員が、修正案第一節に「合衆国で出生し、その管轄権に服する者は合衆国及びその居住する州の市民である」という文言を付け加える修正を提案した。同議員は、

にかかる問題が解決されることになる。

とその趣旨を説明した。

この修正に関する Doolittle 議員が、Howard 議員の提案はインディアンを含めることを意図していないはずである、として、「課税されないインディアンを除く」の語を挿入することを提案した。これに対し Howard 議員は、従前より部族的関係を維持しているインディアンは合衆国管轄権に服しておらず、外国に準ずるものと理解されてきた、と指摘してこの修正がなされる」とに反対した。

この修正案に関しては、次の点が指摘された。

まずこれに賛成する意見としては

- ・保留地にいるインディアン等、連邦政府の管轄権のもとにあるが合衆国市民に含まれるべきでないインディアンが存在し、また、オリジナルの連邦憲法においても、課税されていないインディアンは下院議員の配分基数の構成から除外されているので、「課税されないインディアンを除く」の文言を挿入する修正はなされるべきである。
- ・合衆国領域内にいるインディアンについて、政府が、条約でなく、その制定した法律によって管轄権を行使することがあることから、裁判所が修正案のこの条文によつてインディアンも合衆国市民であると解釈する可能性があるので、

「課税されないインディアンを除く」の文言は挿入されべきである。

という指摘がなされた。これに対し、同案に反対する意見としては

- ・修正案の「合衆国の管轄権のもとにある」という文言の意味は、他のなにものにも忠誠を負わないという意味で、インディアンについては条約を締結する等合衆国の管轄のもとにあるとは解されてきていない。
- ・「課税されないインディアンを除く」の文言により課税されるインディアンは市民であり、課税されないインディアンは市民でないという解釈がなされる可能性があり、それを避けるためにはこの文言を使うべきではない。
- ・「課税されないインディアンを除く」の文言により、州による課税の有無によつて市民権の有無が決定されることになると解されるので、この文言を使うべきではない。
- ・修正案の第一節と第二節で使われている「市民」の文言を併せて解釈すると、下院議員配分基数から除外されていることから、この文言に課税されないインディアンは含まれないと解釈でき、従つて修正案の第一節に「課税されないインディアンを除く」の文言を加える必要はない。
- ・修正案第一節の市民権の定義の目的は黒人に市民権を与えることであるが、黒人が市民として認められるのならば、

インディアンも市民とされではならない理由はないので、「課税されないインディアンを除く」の修正はされるべきではない。

ということが指摘された。最終的に Doolittle 議員の修正は否決され、Howard 議員の修正案が認められた。

このほかに、修正案第一節については、次の点が指摘された。

同条に賛成する意見としては以下の通りである。

- ・オリジナルの連邦憲法による市民の特権・免除の保障は、連邦がそれを実施する権限をもたなかつたために死文化していたが、奴隸制の廃止と反乱の終焉に伴つて、連邦議会の権限によつてこれをを行う必要が生じている。
- ・法の適正手続と法の下の平等の保障を実施する権限が連邦議会にあるか、という点については有識者から疑義が示されており、これを排除するためには、修正案第一節後段の規定がなされるべきである。
- ・旧反乱州においては、その人口を構成する大きな一部に対し、市民権に付属する権利を享受させることを拒否する動きがあるので、本修正案第一節の規定は必要である。
- ・同条文に反対する意見としては以下の通りである。

第二項 修正案第二節について

修正案第二節に関し、Howard 議員の趣旨説明に統いて、 Wade、Wilson 両議員がそれぞれ次の修正を提案した。

まず Wade 議員の修正案は以下の通りであった。

「選挙権に関して州により一部の人民が差別されている場合

には、その差別が知性、財産あるいは外国人であること、な

いしは反乱またはその他の犯罪への関与に基づく公平な条件によるものでない限り、それらの者は議員配分の基數に算入されないものとする。」

同議員はこの案について

- ・不利益を課すことを正当化しえない理由に基づいて選挙権を制限する州があり、これについては、再建合同委員会案第二節によればその下院議員配分は減少されることになるが、そのようにすべきでなく、州の判断に任されるべきである。

また Wilson 議員の修正案は、以下の通りであった。⁽²⁵⁾

「下院議員は各州のうちににおいてそれぞれの人口に従つて配分される。しかしながら、州において選挙権が、合衆国に対する暴動ないしは反乱によるのではなくして、二十一歳以上の男性合衆国市民である、その州の居住者の何人かについて否定される、ないしは否定される」とされている場合には、当該州における下院議員の配分基數は、二十一歳以上上のすべての男性市民数に対する選挙権を否定された男性市民数の割合に応じて減少される」ととする。」

同議員はこの案について、再建合同委員会案第二節の「州の市民 (citizens of the State)」を「男性合衆国市民である居住者 (inhabitants being male citizens of the United

と修正する案を提案した。本案の提案理由について同議員は、奴隸の解放によって従前の反乱州においてはその配分される下院議員数が増加するということが指摘されるが、このよう修正することによって南部州は反乱以前に有していたのと同数の下院議員数を有することとなる、と説明した。⁽²⁶⁾この案は、採決される」となく、廃案とされた。

これに続いて、同日、Doolittle 議員が、「一八七〇年及びそれに続く人口調査以降、下院議員は、連邦に属する各州の内において、二十一歳以上の、法により各州の議会のうちより多くの人数からなる議院の構成員を選出する資格を有する男性有権者 (male electors) 数を基數として配分される」ととする」と修正する案を提案した。同議員は、

- ・この修正によっても、旧反乱州が黒人に選挙権を付与しない場合には、その黒人の人口が下院議員配分基數から除かれる、という効果は変わらない。
- ・しかし有権者数を配分基數とする」とによって、下院議員選択に際して有権者は平等ではなくてはならないというのが下院議員配分の原則である、とする」となり、このようにした方が、黒人に選挙権を認めない限りその下院議員配分が削減される、とするよりも州において承認されやすくなる。

States)」に変更したものである、と説明している。⁽²⁷⁾

更に、翌二四日の審議において Sherman 議員が修正案を提案したが、同案は委員会案の第二節及び第三節に代わるもので、そのうちの第二節に代わる部分は、州議会選挙で選挙権を有する二十一歳以上の男性合衆国市民の数に応じて下院議員を配分するとされ、反乱に関わった者についてもそれに含むとされていた。

五月二九日に Howard 議員は、修正案第二節の「市民」の文言を「合衆国市民である居住者」に変更する修正を提案した。翌三〇日 Johnson 議員からの当該修正の意義に関する質問に対し、Fessenden' Howard 両議員は、修正案第一節と第二節とを一致させ、合衆国市民である者が諸州の市民でないという状況が州によって作られるのを防ぐためである、と説明している。

六月四日に Hendricks 議員は、本修正案が、州によって選挙に参加する資格がないとされた者は配分基數に加えられない、という原則に忠実でない、と批判し、修正案第二節後段の部分を

「また、(下院議員配分基數からは) 一八六一年以降に合衆国大統領の宣言あるいは憲法修正によって意に反する苦役から解放された、投票権が否定される者の数の五分の一も除く」とする」

と修正の趣旨を説明している。⁽²⁸⁾

この修正については、

・新規の移民によって構成されている州は、以前から連邦に加盟している州よりもより多くの男性人口を有していることから、より多くの下院議員配分を受けることになるが、これは、人口総数との関係を考慮すると、妥当ではない。」

ということが指摘され、採決の結果、否決された。

この案の否決のすぐ後で、Doolittle 議員は、この案の「男性有権者」の文言を「合衆国男性市民」に変更し、反乱にかかわったことにより選挙資格を剥奪された者の数も基數に含める旨の修正を提案した。⁽²⁹⁾この修正については、この修正によっていずれの州の有権者も等しい政治的影響力を有することになる。

という賛成意見が述べられたが、

・この修正は帰化していない外国人の人口を下院議員配分基數から排除し、それらの人口を抱える州から下院議員を削減するものである。

という反対意見が述べられ、採決の結果、否決された。

更に六月六日に Williams 議員が修正案第一節を

「下院議員は、各州の内において、インディアンを除く各州の総人口数に従つて配分されるものとする。ただし、連邦ないしは州の憲法あるいは法律に基づいて実施されるあらゆる

選挙に際して、投票権が二十二歳以上の合衆国市民である州の居住者に否定される、あるいは反乱その他の犯罪への関与によるのではなくして制限される場合には、その州の下院議員配分基數は、当該州の二十二歳以上の男性市民の総数に対してそれらの男性市民が占める割合に応じて削減されることとする。

と修正する案を提案した。⁽¹²⁾ 同議員は

- 「選挙権 (elective franchise)」の文言を「投票権 (right to vote)」の文言に変更し、「連邦なししは州の憲法あるいは法律に基づいて実施されるあらゆる選挙」の文言を加えることにより、連邦憲法及び連邦法のみならず州憲法及び州法のもとにおいても投票することが認められない限り下院議員配分基數に加算されない、ということを州に示すことがこの修正の目的である、としている。⁽¹³⁾

この修正については Henderson 議員から「連邦なししは州の憲法あるいは法律に基づいて実施されるあらゆる選挙に際して、投票権が二十二歳以上の合衆国市民である州の居住者に否定される」という文言が、教育委員会委員等の選挙までも含む可能性がある、という指摘がなされ、この部分を「州知事、裁判官、あるいは立法機関の構成員選出のための投票権が否定・制限される場合には」と修正することが提案された。

この点について、Williams 議員はこの部分を「ただし合衆国大統領及び副大統領の選挙人、連邦議会下院議員、各州の行政官、司法官ないしは州議會議員を選出する選挙に際して投票権が否定された場合に」⁽¹⁴⁾ と修正した。⁽¹⁵⁾ 最終的に、採決の結果、この修正は認められた。⁽¹⁶⁾

この他に修正案第二節については以下の点が指摘された。

まず、本修正案に賛成の者の主張は概要以下の通りであった。

- ・南部州の白人が、黒人に代わって投票することを正当化する根拠はなく、反乱に対する連邦側での黒人の功績を考慮すると、より直接的に黒人に投票権を与える方法が望ましいが、本修正案によつても黒人に投票権が与えられることになると考えられているので、本修正案に賛成する。⁽¹⁷⁾
- ・下院議員を選択することを許されない者は代表されることはない、というのが本修正案の趣旨である。有色人種に属する者が下院議員の選択についてなんらその意向を述べられない状況で、それらの者のために選出された下院議員は、彼ら有色人種に属する者の代表ではない。⁽¹⁸⁾

次に本修正案に反対の者の主張は概要以下の通りであった。

- ・州において投票権を有する者を決定するのは、すべての州の有する固有の権限である。⁽¹⁹⁾

- ・本修正案は、黒人人口を有さない州が黒人人口を有する州から、それによって連邦が構成されている法によつて認められた政治的権力を奪うためのもので、新たな紛争の原因になる。⁽²⁰⁾

- ・本修正案の目的は、人種に関係なくすべての者の代表者が選出されることであるのに、その効果は、州が黒人に選挙権を付与しない限り、黒人はその代表される権利まで失うことになっている。⁽²¹⁾

- ・本修正案によつて黒人を恣意的に選挙権から排除する権限が州にあることを認めることになり、また本修正案は、選挙権からの黒人の排除を否定したが白人市民及び外国人の選挙権からの排除については規制しておらず、更に本修正案によつて州はその権力を拡大するために選挙権行使するのに不適格な者にまでそれを拡大する要因を与えられることになる。⁽²²⁾

- ・この政府は雑多な人種によつて構成される政府ではない。⁽²³⁾
- ・以上の他に本修正案第三節についても修正が施された。⁽²⁴⁾
- ・本修正案は、一八六六年六月八日上院において可決された。⁽²⁵⁾ 下院は二三日に上院の修正に同意し、その後に本修正案

は各州の批准に附され、最終的に一八六八年七月二八日、発効した。⁽²⁶⁾

第三章 議会での議論の帰結

以下、市民権の定義と市民的権利のそれぞれにつき、議会における議論を整理する。

第一節 市民権の定義

市民権保有者の定義については、単に従前からの法であるところを宣言したものである、と述べられているが、その実際の効果においては

- ・Dred Scott 判決との関係では、奴隸は合衆国市民ではなく市民となることもできないとする同判決が、奴隸制度の廢止によつて失効したことを確認した。⁽²⁷⁾
- ・修正第一四条による定義については、議会の市民権を付与する権限に関しての疑義を解決した。

選挙権との関係で考えると、修正第一四条第二節において述べられている「市民」は、同条第一節の「市民」と同義であることから、選挙権との関係で市民権保有者を定義したことは重要な政治的意義があつた。⁽²⁸⁾

次に市民的権利法と修正第一四条第一節はそれぞれ
・市民的権利法では、市民権の保有者を「すべての合衆国内
で出生し、外国の管轄権のもとにはない者は、課税の対象と
されないインディアンを除いて、すべて合衆国市民であ
る。」

と定義し

・修正第一四条では市民権の保有者を「合衆国において出生
し、または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合
衆国及びその居住する州の市民である」
と定義している。これらについて注目すべき点は以下の通り
である。

- ①修正第一四条においては帰化した者もまた合衆国市民であ
るとされている。
- ②市民的権利法においては「外国の管轄権のもとにはない者」
が合衆国市民とされ、修正第一四条においては「合衆国の
管轄権に服する者」が合衆国市民とされている。
- ③市民的権利法においては「課税の対象とされないインディ
アンを除く」という文言があるが、修正第一四条第一節に
はそれがない。
- ④市民的権利法においては合衆国市民が定義されているのみ
であるが、修正第一四条においては、合衆国市民並びに各
州の市民が定義されている。

に対し、修正第一四条においては、同条第二節にこの文言が
入り、同条第一節と第二節を併せて解釈するという構造にな
った。⁽³⁸⁾

④については、連邦市民権と州市民権の関係を明らかにす
ることにより、連邦市民であるが州市民でないという状況を
州が作れないようにする効果がある、ということが指摘され、
また、市民的権利法の制定過程においては、南部州において
市民とみなされることに起因して差別されている黒人を市
民と認定することにより、それらの差別を排除するのが同法
の目的である、ということが述べられている。

第二節 享有される市民的権利

第一項 市民的権利法で保障される権利

市民的権利法制定過程において、同法により保障される権
利は
 ・独立宣言・オリジナルの連邦憲法・修正第一三條で述べら
れている自然的権利⁽³⁹⁾
 ・連邦憲法第四条第二節の特権・免除⁽⁴⁰⁾
 ・合衆国市民権に付随する権利⁽⁴¹⁾
 と説明されている。ただし、本法における権利の列挙はそれ
以外の権利保障を本法が意図していないことを示すものであ

①の帰化市民については、修正第一四条に「帰化」の語が
入れられたのは上院で最終的採決が取られる直前で、その提
案趣旨は特に説明されていない。この点に関して市民的権利
法の制定過程においては、

・帰化市民は、帰化によって生来的市民と同一の扱いを受け
ることになる。

②については、まずこの点のみについては、修正第一四条
の制定過程で、「合衆国の管轄権に服する者」が合衆国市民
とされる、とは、合衆国駐在の大使及び公使並びにその家族
等に属する者が合衆国市民権保持者から除外されることを意
味する、と説明されている。

この②の点について、③の「課税の対象とされないインディ
アンを除く」の文言との関係では、市民的権利法、修正第一
四条いずれに関する議論においても、基本的にインディアン
は、合衆国市民権保有者から除外されることとされた。ただし、
市民的権利法においては、この文言が一つの条文に入ったの
とされた。

る、ということが制定過程において指摘されており、また、
そのような広い解釈を許容すると理解された文言が削除され
た点に鑑みると、本法で保障される権利は、基本的には、条
文列挙のもののみということになる。

また、本法保障の権利には、選挙権、陪審員になる権利、
白人の子供と黒人の子供が同じ学校に通う権利は含まれな
い、と説明された。

・権利保障の態様については

- ・権利保障の対象とされるのは黒人のみではなく、また、実
際の運用はともかく、適用領域は合衆国全域となる。⁽⁴²⁾
- ・権利の保障が白人市民と同じ水準でなされなくてはならな
い。
- ・外国人には適用されない。⁽⁴³⁾

第二項 修正第一四条で保障される特権・免除

修正第一四条第一節で保障される特権免除について、同修
正制定過程においては
 ・独立宣言で述べられている権利⁽⁴⁴⁾
 ・市民的権利法で保障される権利⁽⁴⁵⁾
 ・連邦憲法第四条第二節の特権免除⁽⁴⁶⁾
 ・連邦憲法修正第一条から第八条までで保障される権利⁽⁴⁷⁾

と説明されている。⁽³⁵⁾ 選挙権については、本条保障外とされた。

権利保障の態様については、

・修正第一四条第一節の特權・免除が合衆国市民に保障されるのに対し、同条の Due Process 並びに法の平等な保護はすべての者に対して保障された。

・修正第一四条の前案である Bingham 案が議会のみを執行機関としていたのに対し、修正第一四条では、同条第五節により議会が執行機関となるのと同時に、同条第一節はそれ 자체として適用されることが可能とされた。⁽³⁶⁾

という点が上げられる。

第三節 残された問題

次の問題は、市民的権利法並びに修正第一四条の制定過程で提起されながら、解決されなかつた。

- ① 黒人の参政権の問題
- ② 女性、年少者の権利の問題
- ③ 税金と市民権の関係の問題
- ④ インディアンとの関係の問題
- ⑤ 外国人の権利の問題

①については、黒人に選挙権を認めるべきであるという発言が見られ、表現の自由並びに請願権等については保障され

るという理解が示された。⁽³⁷⁾ 選挙権については後に合衆国憲法修正第一五条で扱われた。

②については、これらの者の財産権及び選挙権に関する見解が示され、選挙権については後に合衆国憲法修正第一九条及び第一六条で扱われた。

③については、「納税の義務のないインディアン」の文言に関する議論において、市民権を保持するかどうかは納税の有無によらしむべきではない、という意見が述べられる一方で、税金を負担しない者を市民とするのは理解できない、という見解が示された。この問題も、選挙権については、後に合衆国憲法修正第二四条において扱われた。

④については、一般的には、インディアンは別の政体に属し、合衆国との関係は条約等を通じて処理されることになつていてことを理由として、市民権保有者から除外された。しかしながら、それ以外に、文明化していないインディアンを市民とすることに対する反対と、インディアンも市民と認めるべきである、とする見解が示されている。

⑤については、一般的の権利について市民主権を保障す

ることによつて外国人を差別することになる、という主張がなされた。

また選挙権については、外国人は帰化すること

によって選挙権を得ることが可能であり、そのような方向

が望ましい、という見解が示されている。

第四章 若干の検討

以下、以上の連邦議会における議論に関し、市民権並びに市民的権利にかかる問題について若干の検討をする。

第一節 市民権に関する問題

市民権に関しての問題は、誰を市民とするのか、ということがあつた。この問題は、より詳しく分割すると、次の三つの問題にわけられる。

- ① 解放民を市民とするのかどうか。
- ② 合衆国はどうな者から構成されるとするのか。
- ③ 誰が「合衆国の意思」決定に参画することとするのか。

まず①の問題は、奴隸解放宣言によつて解放した者達をアメリカに送ろうとした Lincoln の案を排したとき、すでに生じていた。そして、修正第一三条の制定過程において、漠然とではあるが、その解答を得ていた。⁽³⁸⁾

しかしながら、この問題は、単に「奴隸から解放された者は、当然に市民である」とすれば足りるものではなかつた。

政治的には、奴隸を解放することには賛成しながら、解放された者達と同じ政体を構成することは拒否する、という者が存在しており、またそもそもこの問題への解答をえるためには、一般的に「合衆国市民」とは誰を意味するのか、とい

うことを考えなくてはならなかつたからである。ここで、修正第一四条制定者は②の問題に突き当たることになつた。

この②の問題は、個別的な問題への解決策を求めているものではない、という意味で、また、関係者に白人、黒人のみならずインディアン、中国系移民などを含み、それらの者達が互いに多様な社会関係を有しているという意味で、複雑な問題であった。

更にこの問題が、より本質的な意味で、複雑かつ重要な問題となつたのは、これらの点よりもむしろ、合衆国が共和政体を採用している、ということに起因していた。すなわち、共和政体を採用しているということは、②の問題が必然的に

③の問題と密接不可分の関係を持たざるを得ない、ということであり、市民権保有者を決定するということは、終局的に

は、誰が連邦政府の意思を決定し、合衆国のある方を決定するのか、という選択を行うことであつたのである。

最終的に、修正第一四条の範囲では、同条第一節で「合衆

国の管轄権に服する者」に含まれながら、同条第二節並びに

第三節では、合衆国の政策決定に参画できない者の存在を許容する、という意味で、この問題は不完全な解決しかみられなかつた。⁽³⁹⁾

いしは法外在的に決定された「白人の政府」⁽³⁴⁾と決別した。⁽³⁵⁾そして、いかなる者がアメリカという国の構成員なのかを自らの手で決定し、「国民」国家から「市民」国家への変革の第一歩を踏み出す」となった。

ために人類のあいだに政府が組織された⁽³⁶⁾ということであつたと考えられる。

おわりに

第二節 市民的権利の問題

市民的権利についての問題は、合衆国市民として享有する権利とは何なのか、という問題であった。この問題は、法文上の文言からすると「合衆国市民の特権又は免除」の意義の問題であり、実体的には、特に合衆国市民にはどのような権利が保障されるのか、という問題であった。

市民的権利法並びに修正第一四条の制定過程において、これららの法上保障される市民的権利は、大別すると、人として当然に享有的されるべき権利は保障されるべき、とする考え方と、合衆国市民に付随する権利が存在するという考え方の二つの考え方に基づいて主張された。この二つの考え方の関係がどのようなものなのかについては明確には議論されず、具体的に保障される権利の内容及び保障の態様についての説明も様々であった。

ただし、前者の主張の意図するところは、何者も他者の犠牲に基づいてその利益を計ることは許されない、ということであり、後者の主張の意図するところは、「権利を確保する

日本国憲法第一〇条は「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定する。合衆国における議論を参考にすると、日本国民もまた、この条文により、誰が日本国民なのかを、外在的にではなく、自らの手によって定めることを宣言した、ということになる。本条にいうところの「法律」の意義については検討の余地があるが、その理解にあたっては、何よりもまず、何者が「日本国民」であるかは、少なくとも法上は、外在的に定められているのではなく、「日本国民」によって定められている、ということを意識する必要があると思われる。

また、日本国憲法第三章の表題にいわれる「国民の権利及び義務」とは何を意味するのか、ということは、外国人の権利保障との関係など、問題の一部については限定的な解決策が示されているにせよ、一般的な理論が示されているとは言い難い。

政体とそこにおいて享有的される権利の関係では、その実用的意義はともかくとして、理論的には

・政体の種類及びそれとの関係のあり方に関係なく保障される権利

・特定の政体と一定の関係にあることに基づいて保障される権利

・特定の政体と一定の関係がないことにに基づいて保障される権利

という分類が可能であり、それぞれの具体的意義並びにそれに含まれる権利の性質等は検討されるべきと思われる。

注

(1) citizenship及びcivil rightの訳語の選定については、拙稿「連邦議会と市民権—市民権喪失との関連で—」筑波法政一四号(一九九八)一七六頁註(2)(3)(4)参照。

(2) 修正第一四条において、「市民」の用語は、同条第一節及び第二節で使われている。本稿は、このうち第一節を主な分析の対象とするが、これら二つの条文において使われている「市民」の意義は共通で、密接な関係にあるので、その限りで同条第二節も分析の対象とする。

(3) 修正第一四条について検討した論文は米国・日本のいずれにおいても数多く存在する。特に本稿のテーマとの関係においては、日本のものとして、
・制定過程における議論を中心にまとめた、田中英夫『デュー』、
・制定過程における議論を中心によくまとめた、田中英夫『デュー』、

Sumner 上院議員は、110の法案を提出したが、これは修正第一三条を実施するものであり、反乱州における人種等に基づく差別を禁じ、すべての者は平等であることを宣言し、更に同諸州におけるアフリカ系人民に対してもなされた、な

いしはアフリカ系人民によってなされた犯罪についての裁判管轄、また、アフリカ系人民が当事者となる裁判についての裁判管轄を合衆国憲法のもとで、連邦裁判所の管轄下にあるものとする法案で、

（一） 110は、合衆国憲法の定める共和政体を反乱州において保障する」ことを意図する法案で、前出の法案同様すべての者の平等を宣言し、更に、裁判並びに投票における平等をも保障する」というところのだった。

（二） 110は、合衆国憲法の定める共和政体を反乱州において保障する」ことを意図する法案で、前出の法案同様すべての者の平等を宣言し、更に、裁判並びに投票における平等をも保障する」というところのだった。

Jacobus tenBroek, EQUAL UNDER LAW, 177(Macmillan Co. 1965) quoted in Jones v. Mayer Co. 392 U. S. 409, 429(1968) ふたつの実効性に問題があつたからであつて、（Charles Fairman, RECONSTRUCTION AND REUNION 1864-88, 1223 (Macmillan Co. 1971)[hereinafter Fairman]）が述べる。

（三） ト院における Farmsworth 議員が、

「やがての政府権力の正当性は被治者の同意に基づいてゐる。従つて、その大部分の市民に対し、それらの者が金銭的並びに軍務上の責務を負担するにもかかわらず、その従つべき税制並びに軍務上の義務に関する法についての同意不同意を表明する権利を否定し、あることはそれらの市民にその固有の権利を享

取られるに十分に保障し得ない、そのような政府は正当な政府とは見なれない。

（四） 13 Stat. 774.

（五） Black Code については、辻内鏡人『アメリカの奴隸制と自由主義』第四章（東京大学出版会 一九九七）参照。各州の条文のダイレクトリーリング、Edward McPherson, THE POLITICAL HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA DURING THE PERIOD OF RECONSTRUCTION APRIL 15 1865-JULY 15 1870, 29-44(DA CAPO PRESS (1972)(1871). [hereinafter McPherson] Black Code は、一八六五年から一八六六年までの間に Alabama 州をはじめとする幾つかの南部州で制定されたが、後述の解放民局法案と一八六六年市民的権利法による議論に影響を与えたのは、特に Mississippi 州と South Carolina 州のやれどありだ。cf. Donald G. Nieman, TO SET THE LAW IN MOTION, 111(KTO Pr. 1979); 39-1 Cong. Globe 1153(Rep. Thayer) (ハリウッド Mississippi, Alabama, South Carolina, Virginia の名前が挙がる); Id., at 1160(Rep. Windom) (ハリウッド Mississippi, Georgia, South Carolina, North Carolina, Virginia の名前が挙がる)。

（六） Black Code は共通した性質を持つ。

・学校等の公共の場所や婚姻等における人種隔離
・黒人による不動産所有の制限

（七） George R. Bentley, A HISTORY OF THE FREEDMEN'S BUREAU, 107(Oxford Univ. Pr. 1955).

（八） An Act to establish a Bureau for the Relief of Freedmen and Refugees, 13 Stat. 507(1865).

（九） 110は第117回連邦議会から第118回連邦議会にかけて審議された。審議過程では、Herman Belz, A NEW BIRTH OF FREEDOM-THE REPUBLICAN PARTY AND FREEDMEN'S RIGHTS 1861-1866, Chap 5-6 (Greenwood Pr. 1976); Henry Wilson, HISTORY OF THE ANTI-SLAVERY MEASURES OF THE THIRTY-SEVENTH AND THIRTY-EIGHTH UNITED STATES CONGRESS 1861-64, Chap. 17(Walker wise&Co. 1864); 辻内鏡人『アメリカの奴隸制と自由主義』第五章（東京大学出版会 一九九七）参照。

（十） 審議過程における議論では、第一に、解放された奴隸が市民的自由を享受するものとの前提に基づき、新たに認められた権利の保障手段として解放民局を設置することを推進する賛成派と、解放されたことにによって従前の奴隸は自由人(freemen)となるのであるから、それらの者に関する管理機関を設けるべきは、自由人としての彼らの地位に反するとする反対派とが対立した。この対立は結局、

- ・解放民局を陸軍省(War Department)の下におよべ、存続期限を反乱の存続中及びその後一年以内に限定する」と、これが反乱が存続する限りの一時的な措置に過ぎないことを示し、更に
- ・法文上、解放民局の長官(Commissioner)は、解放民に対す

る一般的管理権限を有するものやむべく「解放民に係わる事務の管理」(control of all subjects relating to ..freedmen)を行ふ、といふのだ。

その事務の範囲を緊急的に必要とされる事項についての援助に限定する。

いじで、解決された。

また第一に、審議の当初は解放された奴隸の地位が議論の中心であつたが、その後に連邦に忠誠な南部の白人の扱いについても問題となり、この件に関しても解放民局の職掌事務の範囲内に入れられるべきになつた。心うつむきが、この法案の通過に重要な影響を与えた。

(11) 39-1 Cong. Globe 129.
(12) McPherson, at 73. など、いねいが元々 Doolittle 上院議員が
やがて解放民局に関する法案を提案してゐる。39-1 Cong. Globe
77(1865). 亜法案の内容は Trumbull 上院議員のものとは區別
である。cf. Michael Les Benedict, A COMPROMISE OF
PRINCIPLE, 149(W. W. Norton & Co. 1974).

(13) McPherson, at 73, sec. 1.
(14) Id., at 73, sec 7.

(15) Id., at 68. ここで紹介した理由の他に、当時の議会による法案
は、どのくらい影響を受ける州の代表者が出席してこなさるかの拒否
権行使の理由であることが指摘されている。
(16) Id. at 69. いりやは修正五条と修正六条が引用されている。
(17) cf. U. S. Const. Amend V.
(18) 39-1 Cong. Globe 943.

(19) Id. at 2743.
(20) Id., at 3849. 大統領の拒否権行使に際して下院に向けられた理由説明は、従前のものと重複することを避けるとしている。

・解放民は連邦及び州のそれぞれの裁判所を通じて白人と同等の権利を享受してゐるのや、戦争が終了した後にまで、戦争の一手段としての解放民局を存続せしめ、それに軍による法廷(military tribunal)の設置を認めないとは不必要である。

・すでに制定されている市民的権利法(後述の civil rights Act of 1866 のこと:引用者注)によつて、必要な手段は実現されておる、この法案が実現されようとしている手段は必要ない。

・この法案によって、議会は、それが保護しようとしている市民も同様に国家の恵沢を求めてゐる者から、その財産を取り上げられぬことを指摘している。

(21) 39-1 Cong. Globe 3842(上巻); Id., at 3851(下巻).
(22) An Act to continue in force and to amend "An Act to establish a Bureau for the Relief of Freedmen and Refugees," 39-1 Cong. Globe app. 366. この法律の正式名称は、Trumbull 上院議員の法案のものとは異なる。同法は、解放民局の存続期限を2年のみ延長するとした点や(Id., sec 1), 州職員等の処罰の規定を除いた点、大統領が、解放民ならしは難民等に対する侵害に関する案件について、軍事的保護・軍による裁判管轄(military protection and jurisdiction)を設定・提供する方式の相違等の点で、Trumbull 上院議員のそれと若干異なつた(Donald G. Nieman, THE FREEDMEN'S BUREAU AND BLACK

FREEDOM, 418(GARLAND PUB. INC. 1994))。また、解放民局の権限は、同時期に制定された軍隊適出化法(Army Appropriation Bill of 1866: 14 Stat. 92)や南部自作農法(Southern Homestead Act: 14 Stat. 66)よりも実質的に拡大された。George R. Bentley, A HISTORY OF THE FREEDMEN'S BUREAU, 134(Oxford Univ. Pr. 1955).

(23) Herman Belz, EMANCIPATION & EQUAL RIGHTS, 114 (W. W. Norton & Co. 1978); Jacobus tenBroek, Thirteenth Amendment to the Constitution of the United States, 39 Cal. L. Rev. 171, 184(1951).

(24) An Act to protect all Persons in the United States in their Civil Rights, and furnish the Means of their vindication, 14 stat. 27.

(25) 39-1 Cong. Globe 129.
(26) Id., at 1367.
(27) Id., at 1416.

(28) 下院での再可決に際しては、大統領の拒否権行使理由が陳述された後すぐに採決がなされたので、実質的な議論はなれなかつた。採決がなされる前々日の一八六六年四月七日は Lawrence 上院議員が、賛成の立場から、連邦議会には、それによつて何らかの権利を得、義務を負う連邦市民権を定義する権限がある。連邦市民権に付随する権利とは、生命、安全、自由、財産を平等に享受する権利である。
現在直面している問題は、州がこれらの権利を保障する実効的

な手段を提供しなくなるに連邦は何のそれを阻止する権限を持たないのか、いふべきである。この点について、連邦議会は、連邦憲法第四条第二節規定の権利を保障する権限、連邦法の遵守を刑罰等によりて確保する権限、連邦市民権に固有の市民的権利が諸州において平等に享受されるべきを確保する権限について、それを保障するものがやあると考えられる。

ところで趣旨のノーメンスを示してゐる(39-1 Cong. Globe 1832)。なほ、この意見では、同法案によつて、帰化市民の権利が守られるようになる、といふことが指摘され、更に帰化市民に關し、帰化して合衆国市民になった者が、各州の州法によつて合衆国市民としての権利を侵害されたときに、連邦議会が保護を提供できないとするのはおかしく、といふことが指摘されている。
(29) 本法案の制定過程は後に Jones v. Alfred H. Mayer Co 事件(392 U. S. 409(1968))で検討されてゐる。本件は、原告が黒人であることを理由として、被告がその所有する家の売却を拒否したことが、本法の後継法に当たる 42 U. S. C. § 1982 に反するとして提起されたものである。同判決において裁判所は、本法の制定過程に關し、修正第一三条第一節について上院法務委員会の委員長であった Trumbull 上院議員は、「(同節は) 修正第一三条第一節が適切に施行されるためのものであつて、これによつて連邦議会は解放民にその権利、現在南部諸州によつて実質的な意味で剥奪されようとしている、それによっては人が自由だとひつらのできない権利を、より効果的に保障する法律を制定する権限を付与された。」と述べ、同条

じみで単に奴隸制廃止のための法制定権限のみが連邦政府に付与された、とは考へてよなかつた (39-1 Cong. Globe 43, cited at 392 U. S. 409, 430)。

同議員によれば、同法は Black Code を廃止するのみならず、同議員の言ふところ、「偉大な基本的権利 (great fundamental rights)」や「なむか、財産獲得の自由 (the rights to acquire property)」、移動の自由 (the right to go and come at pleasure)、裁判を取ける権利 (the right to enforce rights in the courts)、契約の自由、財産を相続する権利 (the right to inherit property) など、黒人との間に存在するすべての差別を廃止する権利に関する黒人の間で存在するすべての差別を廃止する (39-1 Cong. Globe 599, cited at 392 U. S. 409, 430)。

以上の二点を前提として同法案は上院を通過した。

下院における上院においてと同様に、同法は、同法規定の市民的権利についてすぐれた人種差別を禁止する包括的な法律である、とする認識があつた (392 U. S. 409, 435)。と認定し、同法は、同法規定の権利に関する多くの差別を禁じるために制定されたものである、としている (392 U. S. 409, 436)。更に同判決は、修正第一二三条第一節の規定や連邦議会の権限に関する Trumbull 上院議員 (39-1 Cong. Globe 322) や Wilson 上院議員 (Id., 1118) の発言を引用して、(392 U. S. 409, 439)、同条によつて連邦議会は、財産を取得するに際してのすべての人種差別に基づく障害を排除する権限を有する、としている (392 U. S. 409, 439)。なほ、この判決における本法制定過程の理解による cf. Fairman, chap. 20.

(3) 39-1 Cong. Globe 474. Trumbull 議員は、1月 11 日に本法案の概略について述べた (Id., at 211)、実質的説明は 1 月 12 日に行つた。

(31) Id., at 474. りの点について Trumbull 上院議員は別のもので、「憲法を修正し奴隸制を廃したとおこし、我々は、すべての者ば、その皮膚の色にかかわらず、合衆国に出生した」とによつて合衆国市民となり、合衆国市民権を有する者に属する平等の権利を享受するが、かかる法律を制定するつもりであつた。」と述べる。

(32) Id., at 474. りの Trumbull 議員は Mississippi 州と South Carolina 州の法律を例にとって、その状況を説明している。

(33) Id. りの Trumbull 議員は Blackstone の自然的権利と市民的権利に関する説明と、Story のメンタリーの合衆国憲法第四条第一節第一項の条文に関する部分を引用している。同議員の引用する後者のコメントターの該当部分によれば、当該条項の意図は、市民に、いわゆる一般的市民権なるものを与え、もつて、同一州の市民が同一の条件の下で享受するすべての特権免除を授ける」とある、とされる。

(34) Id. りの Trumbull 議員は Blackstone の自然的権利と市民的権利に関する説明と、Story のメンタリーの合衆国憲法第四条第一節第一項の条文に関する部分を引用している。同議員の引用する後者のコメントターの該当部分によれば、当該条項の意図は、市民に、いわゆる一般的市民権なるものを与え、もつて、同一州の市民が同一の条件の下で享受するすべての特権免除を授ける」とある、とされる。

(35) Trumbull 議員は、その権限の根拠を合衆国憲法第一条第八節第四項の連邦議会の帰化規制権に求めている。

(36) 39-1 Cong. Globe 475. りの Trumbull 上院議員は市民的権利の説明に際して Maryland 州、最高裁判所の判決 (Campbell v. Morris, 3 H. & Mch. 535 (1797))、Massachusetts 最高裁の判決 (Abbott v. Bayley 23 Mass. (6 Pick.) 92 (1827))、メント連邦巡

- 回裁判所 Corfield v. Coryell 審査 (4 Wash. C. C. 371, 380 (U. S. C. C., Pa., 1823))、を引用している。
- (37) 39-1 Cong. Globe 475.
- (38) An Act to amend, and supplementary to, the Act entitled "An Act respecting Fugitives from Justice, and Persons escaping from the Service of their Masters" approved February 12, 1793, reprinted in Henry Steele Commager, I DOCUMENTS OF AMERICAN HISTORY, 321 (9th ed., Prentice-Hall Inc. 1973). 本法は、幾ついた奴隸が発見逮捕された場合にその逃亡奴隸を所有者に引き渡す、また、すべての市民が逃亡奴隸の捜索・逮捕について合衆国官憲に協力する義務を負うことを定めた法律である。この法律と本法案との関係については、Johnson 上院議員から、同法が実効的でなかつたら、本法案の実効性についての疑惑が出た (39-1 Cong. Globe 505)。Cowan 上院議員から、同法が、実質的に州の権限を侵害するとして反対する認識から、その合憲性について問題があり、従つて、本法案についての合憲性について問題がある、とする立場が指摘され、これ (Id., at 604)。
- (39) 39-1 Cong. Globe 475.
- (40) Id., at 503 (Sen. Howard).
- (41) Id., at 504 (Sen. Howard); Id., at 602 (Sen. Lane (of Indiana)).
- (42) Id., at 530 (Sen. Johnson).
- (43) Id., at 570 (Sen. Morrill).
- (44) Id., at 477 (Sen. Saulsbury); Id., 500, 603 (Sen. Cowan); Id., at 600 (Sen. Guthrie).
- (45) Id., at 478 (Sen. Saulsbury); Id., at 598 (Sen. Davis).
- (46) Id., at 498 (Sen. Van Winkle).
- (47) Id., at 499 (Sen. Cowan).
- (48) Id., at 603 (Sen. Cowan).
- (49) cf. U. S. Const. amend. X. U. S. Const. art. IV, § 2, cl. 1.
- (50) 39-1 Cong. Globe 595 (Sen. Davis).
- (51) Id., at 606.
- (52) Id., at 211.
- (53) Id., at 474.
- (54) Id.
- (55) Id., at 498.
- (56) Id., at 498 (Sen. Guthrie).
- (57) Id., at 498 (Sen. Cowan).
- (58) Id., at 504 (Sen. Lane (of Kansas)).
- (59) Id., at 522 (Sen. Lane (of Kansas)). りの提案は、當時 Kansas 州が農地分譲を受けたハイドロイトを市民としていたことは、このものである。cf. Id., at 506 (Sen. Lane (of Kansas)). りのハイドロイトは更に California 州のハイドロイト保護区になつた。ハイドロイトは連邦政府の保護下にあつた部族の権威の下にはなかつた。Id., at 526 (Sen. Connell).
- (60) cf. U. S. Const. art. I, § 2, cl. 3.
- (61) 39-1 Cong. Globe 527 (Sen. Trumbull).
- (62) Id., at 527 (Sen. Hendricks).
- (63) Id., at 571 (Sen. Henderson). ただしこの意見は合衆国市民

- 権に付随する権利や特権じつし、その享受に関する州に裁量を大いに譲るゆるものや、あつた点で、注意が必要である。」の点について、⁽⁷⁵⁾ Henderson 議員は、インディアンが連邦市民であることが宣言されたことによれば、それらの者に対し契約を締結する等の権利を州法によって否定されることは許される、と述べており、また、インディアンが連邦市民とされるならばそれによりて彼らはどのような権利を享受すればいいのかについての説明を求める質問に対する回答を避けていた。⁽⁷⁶⁾ Id., at 572.
- (64) Id., 527, 572(Sen. Trumbull). ジュニア議員は、インディアンを実質的には外国人と同様に扱うべきであることを示すものである。これを説明がいたがゆいね。⁽⁷⁷⁾ cf. Id., at 572(Sen. Johnson).
- (65) Id., at 571(Sen. Doolittle).
- (66) Id., at 572(Sen. Trumbull); cf. Id., at 573(Sen. Williams).
- (67) Id., 528, 575(Sen. Davis).
- (68) Id., at 530(Sen. Johnson); Id., at 570(Sen. Morrill).
- (69) Id., at 474(Sen. Trumbull).
- (70) Id., at 572(Sen. Williams). ジュニア議員は、州は本法案に議員が、法律上の文語を“inhabitant”であるのと、州は本法案にのみして当該州市民と外国人を如何ぞ区分別するに不可能にならずと指摘。⁽⁷⁸⁾ Id., at 505.
- (71) Id., at 574(Sen. Henderson).
- (72) Id., at 476(Sen. McDougal); Id., 477, 606(Sen. Saulsbury); Id., at 599(Sen. Davis).
- (73) Id., 476, 599, 606(Sen. Trumbull).
- (74) Id., at 606.
- が、同州の定めるよりは、黒人等を奴隸とするために強制的なことは欺罔により同州から拘引することを禁じる法律に違反するふれたりが問題とされた。判決においては、同州法と一七九二年一月一日制定の逃亡奴隸に関する連邦法の関係についての連邦と州の立法管轄・権限のあり方が論じられた。Wilson 議員の「くどい」の法廷意見は、連邦憲法第四条第一節第三項を引用して奴隸制度の存在が憲法制定者によつて是認めていたりとを指摘し、更にこの制度によつて保障された奴隸保有者の権利をいかなる州法等も制限でないとして、その権利の実体的確保のための必要に応じて、連邦政府はその権限を行使しなくてはならず、そのための権限を有するとした。⁽⁷⁹⁾ (41 U. S. 539, 615)。同判決は、奴隸保有者の権利擁護の觀点から連邦政府の権限の存在を認定したが、その論理が逆に、奴隸制が廢止されたことにともない、奴隸制廃止に必要な手段を連邦政府が採用するべきを認めた。根拠はだいぶな。⁽⁸⁰⁾ cf. Robert J. Kaczorowski, The Enforcement Provisions of the Civil Rights Act of 1866: A Legislative History in Light of Runyon v. McCrary, 98 Yale L. J. 565, 566(1989).
- (81) 39-1 Cong. Globe 1124(Rep. Cook).
- (82) Id., at 1151(Rep. Thayer).
- (83) Id., at 1152(Rep. Raymond). 議員は、連邦議会が有色人種の外国人を帰化させないことを、それが、その者は市民権に付随する権利を享受できないこと、合衆国で出生した有色人種に属する者がそれを享受できないことからして、この指摘。⁽⁸⁴⁾ cf. Robert J. Kaczorowski, The Enforcement Provisions of the Civil Rights Act of 1866: A Legislative History in Light of Runyon v. McCrary, 98 Yale L. J. 565, 566(1989).
- (85) Id., at 1152(Rep. Thayer).
- (86) Id., at 1152(Rep. Thayer). ジュニア議員は、連邦議会が有色人種の外国人を帰化させないことを、それが、その者は市民権に付隨する権利を享受できないこと、合衆国で出生した有色人種に属する者がそれを享受できないことからして、この指摘。⁽⁸⁷⁾ cf. Robert J. Kaczorowski, The Enforcement Provisions of the Civil Rights Act of 1866: A Legislative History in Light of Runyon v. McCrary, 98 Yale L. J. 565, 566(1989).
- (88) Id., at 1151, 1153(Rep. Thayer); Id., at 1160(Rep. Windom).
- (89) Id., at 1263(Rep. Broomall).
- (90) Id., at 1262(Rep. Broomall).
- (91) Id., at 1263(Rep. Broomall); cf. U. S. Const. Preamble; U. S. Const. art. 1, § 8; U. S. Const. art. 4, § 2.
- (92) 39-1 Cong. Globe 1265(Rep. Broomall).
- (93) Id., at 1293(Rep. Shellabarger).
- (94) Id., at 1120(Rep. Rogers).
- (95) Id., at 1121(Rep. Rogers); Id., at 1154(Rep. Eldridge); Id., at 1266(Rep. Raymond); Id., at 1271(Rep. Kerr); Id., at 1292 (Rep. Bingham). 特に Raymond 議員の意見は、法案全体の趣旨に賛成の如きの指摘である。
- (96) Id., at 1123(Rep. Rogers); Id., at 1156(Rep. Thornton).
- (97) Id., at 1157(Rep. Thornton).
- (98) Id., at 1292(Rep. Bingham). ジュニア議員は、Bingham 議員の忠誠に反する、との指摘。⁽⁹⁹⁾
- (99) Id., at 1296(Rep. Latham).
- (100) Id., at app. 159(Rep. Delano).
- (101) Id., at 1121(Rep. Rogers).
- (102) Id., at 1157(Rep. Thornton); Id., at 1291(Rep. Bingham).
- (103) Id., at 1117(Rep. Wilson); Id., at 1151(Rep. Thayer); Id., at 1159(Rep. Windom).
- (104) Id., at 1115.

chise in the District of Columbia トモ。

(134) 14 Stat. 379. 本法の出典と本法 An Act to regulate the elec-

tive Franchise in the Territories of the United States トモ。

(135) 14 stat. 428. 本法の出典と本法 An Act to provide for the

more efficient Government of the Rebel States トモ。

(136) 39-1 Cong. Globe 852(Sen. Clark).

(137) Macdonald, at 168.

(138) 39-2 Cong. Globe 1571(Sen. Wilson).

(139) An Act to establish the Judicial Courts of the United States, 1 Stat. 73.

(140) リの翌年、議会は最高裁への上訴による法律を修正トモ。

や (15 Stat. 441(868))「一八八五年に元上院トモ」 (23 Stat.

437) リの題で継続トモ cf. William F. Duker, A CONSTI-

TUTIONAL HISTORY OF HABEAS CORPUS, Chap 4(Green-

wood Pr. 1980); Fairman, chap 12.

(141) 制定標題トモ cf. Earl M. Maltz, CIVIL RIGHTS, THE

CONSTITUTION, AND CONGRESS 1863-1869, 43, 121(Univ.

Pr. of Kansas 1990); McPherson, 114, 154.

(142) Robert J. Kaczorowski, THE NATIONALIZATION OF

CIVIL RIGHTS, 145(Garland Pub. Inc. 1987).

(143) 第119回連邦議院トモ 反乱州選出議員は出席を拒否スベ

レーダ。cf. 39-1 Cong. Globe 6-7.

(144) リの条件は第11次再建法トモ維持スベ。An Act supplement

ary to an Act entitled "An Act to provide for the more effi-

cient Government of the Rebel States", passed March 2nd,

1867 and to facilitate Reconstruction, 15 Stat. 2, sec. 1.

(145) 39-1 Cong. Globe 2286(トモ); Id., at 2265(トモ).

(146) 一八六六年三月一六日、上院トモ Stewart 議員は、旧反乱

州の連邦復帰条件トモをたどり、概要次の趣旨の合意決議案

を提案した。(39-1 Cong. Globe 1437).

第一条：旧反乱州は次の条件に従ひて当該州の憲法を改正スベ

とにより、連邦に復帰し、それらの州の議員は議会の参

加を認められる。

①人種なしは肌の色にかかわらず平等の市民的権利を認

めるスベ。

②反乱に関連して生じた請求を拒絶するスベ。

③解放された奴隸に對しての補償を放棄スベ。

④人種、肌の色、なしは從前奴隸であつたスベを理由として差別するスベ。同1の条件に従ひてすべての者に選挙権を認めるスベ。

第二条：前条の条件が、投票スベで認められたならば、大赦が宣せられるスベ。

第三条：第一条の条件は連邦に忠実であつた州においても、その憲法において定められたスベ。

第四条：本決議は連邦議会が選挙権の統制に關し各州において強制力を有するスベ。

四月二一日に同議員はこの案に代わるものとして、110の条文からなる憲法修正案を提案した。そのうちの第一節は次の通りであつた。

第一節 人種、肌の色なしは以前に奴隸であつたスベを原因と

する、市民的権利あるスベは選挙権に關しての、人民の間ににおけるあらゆる差別を禁じる。ただし、各州は現在有権者にされども、より後に課される選挙権行使に關する制限から除外するスベ。

第二節は、連邦に對しての反乱を援助するスベを目的として生じた債務と、奴隸解放に對しての補償を無効とするものであつた。

本憲法修正案は再建合同委員会に付託され (39-1 Cong. Globe 1906)、四月一六日に同委員会に提出された。同委員会は、リの案に Stewart 議員から意見を聽取スベ。Benj. B. Kendrick, THE JOURNAL OF THE JOINT COMMITTEE OF FIFTEEN ON RECONSTRUCTION, 82(COLUMBIA UNIV. 1914)hereinafter Kendrick.

また、四月二一日再建合同委員会は、同委員会委員である Stevens 議員から次の憲法修正案が提出された。

第一節 人民の市民的権利に關し、人種、肌の色、從前奴隸であつたスベを理由として、諸州あるいは連邦は差別をしてはならぬスベ。

第二節 一八七六年七月四日以降、人種、肌の色、ないしは從前奴隸であつたスベを理由として諸州あるいは連邦は、人民の一部に關しその選挙権の享受について、差別をしてはならぬスベ。

第三節 一八七六年七月四日まで、人種、肌の色、ないしは從前奴隸であつたスベを理由に、州によつて選挙権に關し、その人民の一部が差別された場合には、それらの者は下院議員配分の基數に含まれないスベ。

合衆国憲法修正第一四条の原意（松澤）

Stevens 議員が、第一節全文と第二節の期限の規定に関するスベ

118日に本修正案は再検討され、

合衆国憲法修正第一四条の原意（松澤）

111

八七六年七月四日まで」の文言を削除することを提案し、承認された (Id., at 101.)。

統いて Williams 議員が第三節を削除し、「下院議員は、連邦に属する各州の間において、課税されないインディアンを除く各州の総人口数に従つて配分される」ととする。しかしながら、いかなる州においても、二歳以上の市民の一部に対して、選挙権が否定される、あるいは反乱への参加ないしはその他の犯罪に関わったことを除くいかなる理由においてもそれが制限される場合には、当該州の下院議員の配分基數はこれらの男性市民数の二歳以上の男性市民数に対する割合に応じて減少される」ととする。」という条文を付け加えることが提案され、承認された (Id., at 102.)。

Harris 議員が一八六六年四月三〇日に上下両院で提案された修正案第三節と同一の条文を付け加える」とを提案し、承認された (Id., at 104.)。

Bingham 議員が第一節を削除し、現行の修正一四条第一節第二文以下と同一の文言に変更することを提案し、承認された (Id., at 106.)。

以上の修正を加えられたものが最終的に両議院に提案されるものとされた (Id., at 116.)。

なお、再建合同委員会は一八六六年六月六日に、本修正案に関係して、旧反乱州の連邦への復帰とそれらの州の代表者の連邦議会への受け入れの条件に関する報告書を上下両院に提出することを決定 (Kendrick, 120)、同月一八日と二二日に、それぞれ多数派意見と少数派意見を提出している (McPherson, 84)。本報

告書は、提出時期からして、審議に影響を与えるものではなかつたが、同委員会の立場を、委員多数派と少数派のそれぞれの立場から説明している。

同報告書の多数派意見の概要は以下の通りであった。

・旧反乱州は、戦争の結果、連邦との政治的関係を法的に存在させる市民政府 (civil government)、憲法、その他の組織を喪失した共同体となってい。

・連邦議会は、そのような共同体において有効な代表者を選出する選挙が行われることを期待できない。

・連邦議会は、すべての共和国市民 (citizens of the Republic) の市民的権利と公正な代表の保障、連邦に忠誠だった者の反乱及び犯罪に基づく請求からの保護、連邦及び連邦政府の破壊に積極的には参加しなかつた者に対しての一時的な投票権の回復、連邦に敵対したことが証明された者及び一般的信用を欠く者の公的立場からの排除、を保障する憲法ないしはその他の保障がそのような共同体から提供されることなしに、それらの共同体代表者の政府への参加を認めるべきでない。

・以上の目的の遂行のために再建合同委員会は憲法修正を提案した。

同報告書の少数派意見においては、州は連邦から離脱することができないのであるから、旧反乱州は従前通りの関係を連邦との間で有していると解される。従つてそれらの州の早急な連邦への復帰が望ましい。

・本修正案のうち、黒人選挙権を認めることを州に強制する条文は、州の選挙権に関する権限を侵害するものであり、これによつて修建合同委員会は、本修正案に加えて、

・本修正が憲法の一部となつた後に、本修正を承認し、自州の憲法、法律を本修正に適合するように修正した従前の反乱州の上下両院議員は、適切な選挙を通じて選出されて、その適格性が確認され、公職の宣誓を経た後に、各議院への登院を認められる。

とする法案と、

- ・アメリカ南部連合国 (Confederate States of America; 旧反乱州側) 政府高官等であった者は、連邦政府の役職に就くことができない。
- ・とする法案の二つの法案を提案した。39-1 Cong. Globe 2286, 第三十九回連邦議会の二日目、一八六五年二月五日に、下院において、Stevens 議員は次の憲法修正案を提案した。(39-1 Cong. Globe 10).
- 「すべての連邦並びに州法はすべての市民に平等に適用される」

て、委員会に諮られたが、委員会は「それを別の案とするべし」とした。更にこの案について同委員会は「1月24日に新たに小委員会を設け、そいで審議せた。同小委員会は、1月17日」、「連邦議会は、すべての州においてすべての者に生命、自由及び財産の享受の完全な保護を、また、すべての合衆国市民にすべての州において同一の免除と平等な政治的権利・特権を保障するためには必要かつ適切なあらゆる法を制定する権限を有する」と述べた。

とする案を委員会に提出した (Id., at 56)。こいつかの修正に関して委員会で審議された後にこの案を議会に提案する動議が出されたが、可否同数で認められず、継続審議とされた。

「1月11日」の案は再び審議に附されたが、そりではこの案に代えて

「連邦議会は、各州の市民にそれぞれの州において市民のすべての特権及び免除を保障」(第四条二節)、また、すべての者に生命、自由及び財産に対する権利の平等な保護(修正第五条)、を保障するために適切かつ必要なすべての法を制定する権限を有する」ととする。

とする案が認められ (Id., at 61)、「1月10日」最終的にこの案が両院に提案され認められた (Id., at 62)。(ただし、公式記録上の1月13日は下院において提案された案では憲法の条文を参照する部分がない。cf. 39-1 Cong. Globe 807(Senate), 813 (Representative).)

(149) 39-1 Cong. Globe 1033.

(150) Id., at 1034.

(151) Id., at 1034. 「6点に亘る」 Bingham 議員は、「1月11日」

Barron v. The Mayor and City Council of Baltimore (32 U.S. (7 Pet.) 243(1833)) を引用して補足してある。同事件において Baltimore 市の設置した公共組合の工事により損害を被った原告は、連邦憲法修正五条に基づいてその損害の補償を求めたが、これに対し連邦最高裁は、連邦憲法は連邦政府をその対象として制定されたものであって、各州はその対象とはされておらず、従つこの憲法によって設定された「権力」に対しても制限も連邦政府を対象としてゐるのであり、州には適用されない、とした。39

-1 Cong. Globe 1089.

(152) cf. U. S. Const. Art. VI, cl. 2.

(153) 39-1 Cong. Globe 1034.

(154) Id.

(155) Id.

(156) Id.

(157) Id.

(158) 39-1 Cong. Globe 1089.

(159) Id.

(160) Id.

(161) Id.

(162) Id., at 1094.

(163) Id., at 1054(Rep. Higby); Id., at 1063(Rep. Kelly). Higby 議員は「ハビ」、オリジナルの連邦憲法の条文のうち、第一条及び同条第八節、第四条第二節第一項、修正第五条を引用し、Kelly 議員は第四条第四節を引用している。

(164) 39-1 Cong. Globe 1088(Rep. Woodbridge).

(165) Id., at app. 133(Rep. Rogers).

(166) Id., at 1057(Rep. Randall).

(167) Id., at 1064(Rep. Hale). ただ、「Hale 議員は、投票においては賛成票を投じた」 (Id., at 1095).

(168) Id., at 1087(Rep. Davis).

(169) Id., at 1095(Rep. Hotchkiss). 「ハビ」同議員は、憲法の目的が多数者に権力を与へる「のみ」である「ではなく、多数者の権力を制限」、少数者の権利を保護する「のみ」である」とを指摘している。

(170) Id., at 1095.

(171) Id., at 2980; cf. Flack, 59. Bingham 議員は、後述の修正一四条案が「未だ決済された後」に、それによつて本議案の目的とするところが包含されるとして、この議案に関する審議の無期限の延期を提案し、これが承認された。39-1 Cong. Globe 2980.

(172) 第二十九回連邦議会におけるこの件に関する憲法修正案が、Stevens 案の他に、約110件提案された。それらのなかで、

それが議院を通過したのは、「ハビ」 Stevens 案だけである。cf. Herman Ames, THE PROPOSED AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES, p 371(Lenox Hill Pub. & Dist. Co. 1970)(Burt Franklin 1896).

(173) Stevens 議員は、本期開始当初の「一八六五年一月五日」の件に関連して以下の提案をしてゐる (39-1 Cong. Globe 10)。「ト該議員は、連邦に属する州のうちにある、各々の合法的選挙人 (legal voters) の数に従い配分される。」これに際しては、

生来的市民もしくは帰化した外国人でない者は合法的選挙人とみなさないといふする。連邦議会はこの選挙人を確定するために適切な手段を定める」ととする。正確な合法的選挙人の人口調査は、通常の人口調査の際に行われることとする。」

一八六六年一月九日同議員は、「この案後段の合法的選挙人の定義の部分を

「ハビに際しては、生來的なものは帰化による合衆国市民でない者かつ二十一歳以上でない者は合法的選挙人とはされない」とする。」

とした案を、再建合同委員会に提案してゐる (Kendrick, 41. ただし公式記録では、この前日の「1月8日」に Blaine 議員が提案した下院議員配分に関する法案が下院から再建合同委員会に付託され、これが本法案の草案となつた、とされてゐる。cf. 39-1 Cong. Globe 136(Rep. Blaine); Id., at 961(Sen. Buckalew). なお、Blaine 案の概要は「cf. Flack, 98.」。

この案を受け、同委員会でなされた議論において、次の二点が指摘された。

「市民」の語の前に「男性」という語が加えられた。この案に統じての委員会で検討された案においてはこの語は使われなかつたが、修正一四条においては使われた。

合法的選挙人の定義として「読み書きができる者」という要件を加える修正案が否決された。

この案は継続審議となり、「1月11日」更に四人の委員かいの件に関する法案が提出された (Kendrick, at 43)。

Morrill 案：「下院議員と直接税は、連邦に属する州のうちにお

して、そのそれぞれの人口から、それに属する者なしはその一部が市民的ないしは政治的権利・特権を否定され、いる、すべての人種あるいは肌の色の者の数を除いた者の数に応じて、配分される」といふ。

William案：「下院議員と直接税は、連邦の各州のうちにおいて、そのそれぞれの人口から、その居住する州の憲法によりて選挙権が認められない黒人、インディアン、中国人、その他白人でないすべての者の数を除いた者の数に応じて配分される」といふ。

Conkling案：「下院議員と直接税は、連邦に属する各州のうちにおける、それらの州の合衆国市民の総数に従つて配分されねり」とする。ただし、いかなる州においても、人種なれば肌の色に基づいて市民的あるいは政治的権利・特権が否定されるないしは侵害されている場合には、当該人種あるいは肌の色に属するすべての者は下院議員配分の基數から除かれる」ととする。

Boutwell案：「下院議員と直接税は、連邦に属する各州のうちにおける、各州の合衆国市民の数に従つて配分されるとする。また、いかなる州といえども、人種なれば肌の色に基づき選挙権の行使について差別をしてはならない。」これらの案から、再建合同委員会案を作るために小委員会が設けられた。同小委員会は一月一〇日に次の三つの部分からなる案を提出した (Id. at 50)。

A条：「下院議員と直接税は連邦の諸州のうちにおいて、各州の合衆国市民の数に従つて配分される」とする。いかなる州

の憲法あるいは法律の条文といえども、人種、出自、肌の色に基づき、政治的あるいは市民的権利・特権について差別するものは、不適用かつ無効とする。」

B案：「下院議員と直接税は連邦に属する諸州のうちにおいて、だしいかなる州においても選挙権が人種、出自、肌の色により否定されるあるいは剥奪されている場合には、それらの人種、出自、肌の色に属する者はすべて下院議員配分の基數から除かれるものとする。」

C案：「議会はすべての合衆国市民に、すべての州において同様の政治的権利・特権を保障し、また、すべての者に生命、自由、財産の享受を保障するために、必要かつ適切なすべての法を規定する権限を有する」とする。また、A、Bいずれかの案とC案を再建合同委員会案として議会に提出することを予定して、小委員会はこの案を提案した。再建合同委員会は、C案の条文は別に独立の件として扱うことにし、また、

更に Stevens 議員の動議により、合衆国憲法上の「合衆国市民」の定義にしてインディアンを除く、合衆国で出生しあるいは合衆国に帰化したすべての者を意味する、とする案が提出された。これに対し Conkling 議員より本案について「合衆国市民」の語を削除し「課税されないインディアンを除く各州の人々」と修正する動議が出され、この修正が認められたため、Stevens 案は撤回された。

最終的にこの修正後の案が議会に提出された。

- (174) 39-1 Cong. Globe 351.
- (175) Id. at 351.
- (176) Id. at 356.
- (177) Id.
- (178) Id.
- (179) Id.
- (180) Id., at 357. Conkling 議員せりりん詳細な表を提示し、これが奴隸州の下院議員が、どのように増加するかを示してある。
- (181) Id.
- (182) Id., at 358. Conkling 議員は、一一歳以上の男性合衆国市民の条件を定めた場合、合衆国市民の四分の五を構成する女性の子供を結果として基數から排除するにになら、と指摘している。
- (183) Id.
- (184) Id.
- (185) Id., at 359. いのぢりへして、下院での採決直前、Stevens 議員が、法案上の用語を市民 (citizen) から人 (person) に替えた理由について、これによれば、外国人を基數に含めないことを除外しなさいむじなれ、と指摘している。39-1 Cong. Globe 537.
- (186) 39-1 Cong. Globe 404(Rep. Lawrence)
- (187) Id., at 407(Rep. Pike).
- (188) Id., at 429(Rep. Bingham).
- (189) Id., at 353(Rep. Rogers).
- (190) Id., at 387(Rep. Trimble); Id., at 424(Rep. Eldridge); Id., at 455(Rep. Kerr); Id., at 484(Rep. Raymond).

が平等の権利を有することと、第二に政府はその正当性の根拠を被治者の同意に求める」と、をその性質としている。

・奴隸制は、合衆国憲法上例外的な存在として位置づけられた。

・人種 (color) による差別を合衆国憲法は認めていない。

更に同議員は、投票権について、年齢、性質 (character;) で同議員は *infamous life* に該当する者を排除する趣旨を述べているので、重罪を犯した者がこの条件に該当すると思われる、

登録、住所に基づく制限のみに服する普遍的権利 (universal right) であり、議会は共和政体保障条項と修正第一三條第11節に従つてそれを保障することができ、そのままである、と主張した。

また、同議員は、本法案審議の過程において再度発言し、本法案に反対する理由として

・人種に基づく差別を許容している。

・連邦憲法制定当初からの原則である「代表なければ課税なし」の原則に反している。

・南北戦争の一因となつた州権の強化を図ることになる。

・人種を基礎とする寡頭政治、貴族政治、階級制、独裁制を容認することになる。

・結果として合衆国政府が白人の政府である、という誤った主張を連邦憲法に取り込むことになる。

・「人種」概念を投票資格の条件とできることを認容する」などとなる。

・連邦憲法上の共和政体保障条項により連邦議会の権限として認

められる、州の共和政体を保障するための立法権限を制限するものになる。

・修正第一三條の下で認められると考えられる、連邦の奴隸制廃止のために必要かつ適切な権限の行使を制限することになる。

・本法案の受容は、結果として従前の反乱州における反乱者達による連邦に忠誠な者達への支配を永続化することになる。

・本法案は、人権 (Human Rights) についての重大な侵害となる、歴史における不道徳で不適当な妥協である。

・直接民主制の代替機構として代議制を理解する点を根拠として、選挙人の数を下院議員の配分基數とすべきである。

・連邦憲法上の州の共和政体保障条項と修正第一三條に基づいて、投票ないしは裁判のいずれにおいても、すべての者の市民的および政治的権利の平等の享受を保障するのに必要なことをなすのは連邦議会の責務である。

・主張」でござる (39-1 Cong. Globe 1224)。

(201) 39-1 Cong. Globe 702.

(202) Id., at 703.

(203) Id.

(204) Id.

(205) Id., 703-704.

(206) Id., at 704.

(207) Id.

(208) Id., at 705.

(209) Id.

(210) Id., at 832(Sen. Clark).

(211) Id., at 833(Sen. Clark).

(212) Id., at 834(Sen. Clark); Id., at app. 156(Sen. Morrill); Id., at app. 96(Sen. Williams).

(213) Id., at app. 97(Sen. Williams). Doolittle 議員案と Henderson 議員案とにござり、Wilson 議員が、現状を考慮するに Henderson 案が州の承認を受けられたとは考へられない。

・Doolittle 案は合衆国で出生しておらず、帰化もしていない者を基数から除くことになり、結果として北部の配分が減少し南部の配分が増加するに至る。

(214) Id., at app. 152(Sen. Morrill).

(215) Id., at app. 154(Sen. Morrill). Morrill 議員は、次のとくを主張してゐる。

・反乱州は、合衆国市民の地位に関する決定権限は州にあるところを、ハーバードを根拠に、従前奴隸であった者は合衆国市民でない」として、その市民的政治的権利を認めないとしている。

・しかしながら、連邦との関係では、奴隸制が廃止された以上、合衆国市民となつた以上、連邦政府はそれらの者の権利を保障する責務を負担する」とになる。

・選挙権は合衆国市民権の重要な属性の一つであるので、それを州の専管事項であるとしてしまうことは結果として、合衆国市民権の州による侵害を認容してしまふ」とになる。

(216) 39-1 Cong. Globe app. 154(Sen. Morrill).

(217) Id., at app. 156(Sen. Morrill).

(218) Id., at 1256(Sen. Wilson).

(219) Id., at 765(Sen. Johnson); Id., at 880(Sen. Hendricks); Id., at 1285(Sen. Cowan).

(220) Id., at 766(Sen. Johnson).

(221) Id., at 877(Sen. Hendricks). オリジナルの連邦憲法では下院議員の配分に当たって、奴隸が自由人の五分の三に数えられることが前提にしていたが (cf. U. S. Const. art. I, § 2, cl. 3), この法案によれば、人種等を理由に投票権を与えられない者は下院配分の基數から除かれるので、結局投票権を有さないまま下院議員の配分基數に加えられる人口は減るに至る。

(222) 39-1 Cong. Globe 878(Sen. Hendricks); Id., at 963(Sen. Buckalew); Id., at app. 145(Sen. Saulsbury).

(23) Id., at 880(Sen. Hendricks).

(24) Id., at 811(Sen. Sumner); Id., at app. 118(Sen. Henderson);

Id., at 962(Sen. Buckalew).

(25) Id., at 962(Sen. Buckalew). Buckalew 議員は「アド・リ」の他

「

・本法案は連邦内のすべての黒人等に適用がある規定ばかりかかわるが、趣旨説明においては、奴隸であった者についてはいか問題とされていない。

・南北戦争で死亡した者の数を考慮せずに、人口比を本法案の提案根拠にしてくる。

・本法案で、人種等に基づく差別を受けてる者の数を基数から除く、として、外観的にこの規制にかかるに、実際上同じ効果を持つ規制を行うことは可能である。

・また更に同議員は、手続的な批判として、本法案についての世論を問う選挙を通じてない連邦議会議員と各州の議員がこの修正の制定を行つたとの可否を問題にして、そのような手続で本修正がなされた場合、その実効性に問題が生じるやうやく、と指摘している。

(22) 39-1 Cong. Globe 962(Sen. Buckalew).

(23) cf. U. S. Const. art. IV. § 4.

(24) 39-1 Cong. Globe app 149(Sen. Saulsbury).

(25) Id., at app. 119(Sen. Henderson).

(26) Id., at app. 119(Sen. Henderson); Id., at 1182(Sen. Pomeroy).

(27) Id., at app. 100-103(Sen. Yates). この時の演説の廿二 Yates

議員は、市民権について

・市民権にかかる問題についての決定権限を州に認めるならば、連邦は、その存在の基盤とする市民の安全を保障する」ことが不可能になり、また、この件に関する統一的な立法を行う」とが述べ、更にその結果として、将来の紛争の原因となる、人民間の階層が構成される」となる。

・從前憲法改正によってしか黒人は市民になれない」と理解されてきたが、修正第一三条によつて連邦憲法が改正されたのだから、黒人は自由人となり、更にはこの連邦を構成する市民となつた。これに続けて、市民として享受する権利を確保するため指摘してある。

(28) Clark 案では規定してこなさ。 cf. 39-1 Cong. Globe 673.

(29) 39-1 Cong. Globe app. 100(Sen. Yates).

(30) Id., at 1284.

(31) Doolittle 案は直接税の配分についても規定してこなたが、

Clark 案では規定してこなさ。 cf. 39-1 Cong. Globe 673.

(32) 39-1 Cong. Globe 1284.

(33) Id., at 1285.

(34) Id.

(35) Id.

(36) Id.

(37) Id.

(38) Id.

(39) Id., at 1289.

(40) Id., at 2459. 「リチャード・Stevens 議員の説明のうち第一条と第二条に觸れる部分についてのみ取り上げる。

(41) Id. 市民的権利法と本条文との関係について、Stevens 議員の説明の後に改めて Finek 議員から、本条を憲法修正として採択すべきだ、市民的権利法の制定が連邦議会の権限外であつた

いわゆる南北戦争の際に、この指摘がなされた(39-1 Cong. Globe 2461)。これに反対するガーフィールド(Garfield) Thayer 議員は、「Stevens 議員の説明を支持するが趣旨の発展がなされない」(Id., at 2463, 2465)。

(42) Id., at 2459.

(43) 39-1 Cong. Globe 2498(Rep. Broomall); Id., at 2542(Rep. Bingham), 「リチャード Bingham 議員は、合衆国の領域内に多くの人々の合衆国市民の特権・免除とすべての者が生まれながらり有する権利を、諸州の違憲の行為による侵害・否定から保護すべし」これが第一条の目的であるとしている。

(44) 39-1 Cong. Globe 2502(Rep. Raymond).

(45) Id., at 2462(Rep. Garfield); Id., at 2469(Rep. Kelley).

(46) Id., at 2464(Rep. Thayer); Id., at 2498(Rep. Broomall); Id., at 2535(Rep. Eckley).

(47) Id., at 2511(Rep. Eliot).

(48) Id., at 2532(Rep. Banks).

(49) cf. U. S. Const. art. V.

(50) 39-1 Cong. Globe 2461(Rep. Finck).

(51) Id., at 2500(Rep. Shanklin); Id., at 2530(Rep. Randall (of Pennsylvania)). Shanklin 議員がこの修正案が認められれば旧反乱州の人々による米国市民として連邦にいるある利益はないべき」と指摘してくる。

(52) Id., at 2538(Rep. Rogers).

(53) Id., at 2538(Rep. Rogers).

(54) Stevens 議員は第三回議事堂で、本条文は一八七〇年から反乱

- (253) Id., at 2766.

(254) Id. 亜細那の理解が下院の審議にねこい Bingham 議員から示され、^レ。 Id., at 2542.

(255) 39-1 Cong. Globe 2766.

(256) Id., at 2767.

(257) Id.

(258) Id.

(259) Id.

(260) Id.

(261) Id.

(262) Id., at 2766.

(263) Id.

(264) Id. 亜細那の理解が下院の審議にねこい Bingham 議員から示され、^レ。 Id., at 2542.

(265) 39-1 Cong. Globe 2766.

(266) Id.

(267) Id.

(268) Id., at 2767.

(269) Id.

(270) Id.

(271) 本条に関する Yates 議員が、

(272) 本条前節までの条文のいずれも、合衆国、ならしは合衆国の各州あることはその属領の居住者に、一八六五年一一月一八日に行なった合衆国領域内における奴隸制を廃止する憲法修正条項によつて保障される、権利、投票権、あるいは特権に何ら影響を与えるものではなし。

(273) ハの起立へこい Fessenden 議員が、

(274) Wade 議員は、外交官の子供については実際上合衆国で出生してゐるよのうな事例が些少であり、そのため原則を変えるのは望ましくないとしている。 39-1 Cong. Globe 2769.

(275) 39-1 Cong. Globe 2869. Wade 議員は、Howard 議員の修正提案の後で、血統の修正案を撤回している。 Id.

(276) Id., at 2890.

(277) Id., at 2893(Sen. Doolittle).

(278) Id., at 2894(Sen. Johnson).

(279) Id., at 2893(Sen. Trumbull); Id., at 2895(Sen. Howard).

(280) Id., at 2894(Sen. Trumbull).

(281) Id., at 2895(Sen. Howard).

(282) Id., at 2897(Sen. Williams).

(283) Id., at 2897(Sen. Saulsbury); Id., at 2895(Sen. Hendricks).

(284) Id., at 2897. 諸議の最終段階で Fessenden 議員から「なま」せ帰化した」の文言を挿入する」とが提案され、最終的に現行修正第一四条第一節第一文と同一の文言がされた。 Id., at 3040.

(285) Id., at 2961(Sen. Poland).

(286) Id.

(287) Id., at app. 219(Sen. Howe).

(288) Id., at 2891(Sen. Cowan). Cowan 議員は、ハドー、California 州における中国人ふたりの例を引いて、それらの者が人種、宗教、生活習慣等で大きく異なり、それらの者との社会を構成するには不可能であると主張している。

(289) ハれに対し Connex 議員が、California 州の中国人について、同州においては、Cowan 議員の主張にかかわらず、ハの憲法修正案を受け入れ蒙古人種に属する両親の子供に市民的権利と法の平等を提供する用意がある、と述べている。 39-1 Cong. Globe 2892.

(290) Id., at 2939(Sen. Hendricks). Hendricks 議員の意見に対する Howe 議員が、合衆国市民権をハのすべてに授与するのではなく、その尊厳は高まり、それ低められる」とはなる、と反論している。 Id., at app. 219.

(291) Id., at app. 240(Sen. Davis). Davis 議員は、ハドー、合衆国市民が定義されたりしないも、その目的が黒人を市民ハ、市民的権利と政治的権利を享有せしめて白人と共同社会を作りたいにある、と指摘している。

(292) Id., at 2768. ハの議員の他に、ハリソンの審議にねこい、Clark 議員が委員会案第三節と第四節に關して、Buckalew 議員が州における承認過程に関しての修正をそれぞれ提案している。

(293) ハハ「財産 (property)」の語は、五月一七日 Wade 案が提

(294) Wade 議員は、ハのよのうな制限の例として、New England 州で行われていた、選挙権を合衆国憲法を読むハがやどめる由分の名前が書ける者に制限する、としている。 Id., at 2769.

(295) Id., at 2769.

(296) Id., at 2770.

(297) Id., at 2770. 本式録上、再建合同委員会案第一節においては「州の市民 (citizens of the State)」ハハ語は使われておらず、ハの男性市民 (its male citizens)」ハハ語が用いられている (Id., at 2764)。

(298) Id., at 2804. Sherman 議員の修正案提案の直前に、Stewart 議員が、黒人々の選挙権を擁護するのと同時に、反乱に関与した者の選挙権を否定する」とは反乱再発の要因を強め、また、黒人の選挙権をかえて認められにくくなるとして、それらの者に対する大敵を支持する演説をしている。 Id., at 2798.

(299) Id., at 2895.

(300) Id., at 2897.

(301) Id., at 2939.

(302) Id., at 2942. (ハハ内は引用者)。

(303) Id., at 2942. Hendricks 議員の発言に続いて Doolittle 議員が、ハのようする」とより、黒人は投票権が与えられるもやば、解放される以前と同様に五分の三の人口として数えられる」とい

(34) いだくべつ。
 (35) Id., at 2942. Doolittle 議員の提案した案には、直接税の各州間の融通に課する額を定めた。

(36) Id., at 2942.

(37) Id., at 2962(Sen. Poland).

(38) Id., at 2986.

(39) Id.

(40) Id., at 2986(Sen. Sherman). ただし Sherman 議員は、政治的理由による Doolittle 議員案には投票しなかったが (Id.; Id., at 2992)、実際は反対票を投じた (Id., at 2991)。

また、東部州から西部州に男性市民が移民してくるのが、有権者数を下院議員配分基準としないと下院議員の配分に不平等が生じる。という主張について、同議員は、そのような移民は西部での投票において東部州にいる家族を代表して選挙に参加するのであるから、そのような指摘はあたらなかったが (Id., at 2987)。

(41) 39-1 Cong. Globe 2987(Sen. Wilson). Wilson 議員の主張によれば、Sherman 議員は、外国人は帰化すれば市民になり投票するが多いため問題ないとしている。Id.

(42) Id., at 2991. いわゆる Doolittle 案が否決されたりしないで、其の代わり、共和党の党議拘束の存在が指摘された (cf. Flack, 123; Kendrick, 318-319; Joseph B. James, THE FRAMING OF THE FOURTEENTH AMENDMENT, 147(Univ. of Illinois Pr. 1965).

参加した者の公務就任権が否定されるといわれた。

(43) Id., at 3042.

(44) Id., at 3149. 下院の同意の審議に際して Stevens 議員は、上院やなされた修正について

- ・第一節について、合衆国市民と州の市民が選舉されないといふより、連邦と州の間の紛争が解決されるといふ
- ・第一節について、これが黒人の選挙権を認めさせるのに、同議員の望むるのよりは、弱い効果しか期待できないとする

を指摘している。Id., at 3148.

(45) Rev. Stat. 31(1878).

(46) 市民的権利法と修正第一四条の関係については、市民的権利法が、後の連邦議会での勢力関係の変更により改廢されるとの趣旨を連邦憲法上に再規定した (39-1 Cong. Globe 2459(Rep. Stevens); Id., at 2462(Rep. Garfield); Id., at 2896(Sen. Howard))。

ならしは

- ・連邦議会の市民的権利法制定権限には疑惑が示されたが、それがあつたので、その権限の存在を連邦憲法上で確認した (Id., at 2502(Rep. Raymond); Id., at 2511(Rep. Eliot))。

ルーヴィングが指摘された。しかししながら、

- ・市民的権利法は上院法務委員会から提出されたのに対し、修正第一四条は再建合同委員会があつた Fessenden 上院議員が、修正再建合同委員会委員長である Fessenden 上院議員が、修正第一四条制定過程において、市民的権利法と修正第一四条が無

(312) 39-1 Cong. Globe 2991.

(313) Id., at 2991.

(314) Id., at 3011. Johnson 議員は、本件の用語法の問題について、修正の修正が認めたものならば、州によつて行われる選挙に

おこなう選挙権を否定された者だけが配分基數から削減される、むしろ選挙権を適用すべきことは困難で、結果として下院議員配分基数を正確に確定するに必要なところだらう」と指摘してい。⁴⁰ Id., at 3027.

(315) Id., at 3029.

(316) Id., at 3041. Howard 議員は、修正について、実際の運用における問題を適用すべきことは困難で、結果として下院議員配分基数を正確に確定するに必要なところだらう」と指摘してい。⁴¹ Id., at 3027.

(317) Id., at 3039-3040.

(318) Id., at app. 219(Sen. Howe).

(319) Id., at 2987(Sen. Cowan); Id., at app. 235(Sen. Davis).

(320) Id., 2988-2989(Sen. Cowan); Id., at 240(Sen. Davis).

(321) Id., at 3027(Sen. Johnson).

(322) Id., at 3033(Sen. Henderson). ただし、採決は Hender son 議員は賛成票を投じた。

(323) Id., at 3038(Sen. McDougal).

(324) 一八六六年五月十九日上院において修正案第三節を現行の修正第一四条第三節へ回すの文言に修正すべきことが提案され (Id., at 2869), 三月に承認された (Id., at 2921)。

上院通過時の修正案第三節においては、反乱に参加した者の投票権が否定されるといわれていたが、以下の修正によつて反乱に

(325) 39-1 Cong. Globe 571(Sen. Morrill); Id., at 2768(Wade).

(326) cf. ex. 39-1 Cong. Globe 1266(Rep. Raymond); Id., at 1268 (Rep. Kerr).

(327) 39-1 Cong. Globe 2897(Sen. Williams).

(328) 39-1 Cong. Globe 2897(Sen. Stevens)における修正第一四条の提案趣旨説明によれば、Stevens 議員は、同条第一節を最も重要な条文と位置づけ (39-1 Cong. Globe 2459) など、実際の議論の回数を中心に行なれた。⁴² Earl M. Maltz, CIVIL RIGHTS, THE CONSTITUTION, AND CONGRESS, 1863-1869, 93(Univ. Pr. of Kansas 1990). など、

回復せ、やの選舉の寒酸な困難をやがて、適用されなかつた。cf. George David Zuckerman, A Consideration of the History and Present Status of Section 2 of the Fourteenth Amendment, 30 FORDHAM L. Rev. 93, 116(1961).

(35) 39-1 Cong. Globe 3040(Sen. Fessenden).
 (36) Id., at 1152(Rep. Thayer); Id., at 1781(Sen. Trumbull).
 (37) Id., at 1757(Sen. Trumbull).
 (38) Id., at 2890(Sen. Howard).
 (39) Id., at 2897(Sen. Williams).
 (40) Id., at 2897(Sen. Fessenden).
 (41) Id., at 475(Sen. Trumbull).
 (42) Id., at 474(Sen. Trumbull); Id., at 1117(Rep. Wilson); Id., at 1151(Rep. Thayer).
 (43) Id., at 474(Sen. Trumbull). りりど Trumbull 議員は、本件を解釈した判例へと Maryland が一般裁判所の判決 (Campbell v. Morris, 3 H. & McH. 535(1797))、Massachusetts 最高裁の判決 (Abbott v. Bayley 23 Mass. (6 Pick.) 92(1827))、連邦最高裁 Corfield v. Coryell 判決 (4 Wash. C. C. 371, 380(U. S. C. C., Pa., 1823)) を引用してゐる。

最後の Corfield 判決は本条保障の特権免除といふ。
 本条で保護される権利は基本的 (fundamental) なもので、自由な政府の市民に享有されるもので、合衆国を構成する州の市民にも享されてきたものである。
 りりど保護される特権免除を全て列挙することは難しかば、一般的には、政府による保護、生命、自由、あらゆる種類の財産が保障の対象とされてゐる。14 Stat. 173, 176, sec. 14(1866). な cf. McPherson, at 74.

(36) Howard 議員は、特権・免除を全て定義し尽べしとは不可能である、個々の事例において考慮すべきことが必要である、として述べ。39-1 Cong. Globe 2765(Sen. Howard).
 (37) Id., at 2766(Sen. Howard); Id., at 2542(Rep. Bingham).
 (38) Id., at 2765, 2766(Sen. Howard). 合衆国市民に保障される権利へと、その者に保障される権利へと区別してくる発言へと cf. Id., at 2542(Rep. Bingham).
 (39) 39-1 Cong. Globe 2766(Sen. Howard).
 (40) ハウスの修正第一四条自体は、明示的に裁判所の管轄権を認めはしない。市民的権利法第三条は、同法保障の権利に関する事件について連邦裁判所の管轄権を設定してゐる。cf. 14

の獲得と所有の享受、政府の定める公共の福祉に従う限りやの幸福と安全の追求と獲得、に対する権利である。

(具体的には) 通商、農業、専門的職業等のためにある州を通じての運輸などはあるが、居住するいふ Habeas Corpus の利益を享受するいふ、州の裁判所で裁判を受けるいふ、不動産などの他の個人財産を獲得、所有、処分するいふなどが

ある。
 州の憲法ならしは州法に従つて行使される選挙権もこれに加えられる可能性がある。

と説明へり。だが、Wilson 議員も、同様に、りど判決を引いて市民的権利法の保障する権利を認めた。Id., at 1117(Rep. Wilson).
 (41) Id., at 1757(Sen. Trumbull).
 (42) Id., at 1151(Rep. Thayer).
 (43) cf. 39-1 Cong. Globe 1366(Rep. Wilson).
 (44) 39-1 Cong. Globe 1757(Sen. Trumbull); Id., at 1117(Rep. Wilson).
 (45) Id., at 475(Sen. Trumbull). Trumbull 議員はりど、実際には反乱軍の一員として本筋を新行へただけでもないべ、と発く。Wilson.
 (46) Id., at 475(Rep. Stevens); Id., at 2459(Rep. Stevens); Id., at 2462(Rep. Garfield); Id., at 1227(Rep. Sumner). ; 女性は男性を通じて代表の選出に關わるいふやうな発言。

(47) 14 Stat. 27 sec. 1; 39-1 Cong. Globe 1757(Sen. Trumbull).
 (48) 14 Stat. 27 sec. 1; 39-1 Cong. Globe 1115(Rep. Wilson).
 (49) 39-1 Cong. Globe 1115(Rep. Wilson).
 (50) Id., at 2459(Rep. Stevens); Id., at 2510(Rep. Miller).
 (51) Id., at 2459(Rep. Stevens); Id., at 2462(Rep. Garfield); Id., at 1227(Rep. Sumner). ; 女性は男性を通じて代表の選出に關わるいふやうな発言。

(52) ex. 39-1 Cong. Globe 741(Sen. Lane); Id., at 2540(Rep. Farnsworth).
 (53) Id., at 2765(Sen. Howard).
 (54) 本稿で検討した法律の制限過程における女性及び年少者に関する議論は、概要以下の通りである。
 39-1 Cong. Globe 380(Rep. Brooks). ; 人種などは性差に基づく選挙権を否定した場合に、それらの否定された者の数を下院議員配分基準から除へしやう法案修正案の提案。
 Id., at 1089(Rep. Bingham). ; 「普遍的かつ州法に依拠しない権利は、婚姻の有無にかかわらず、すべての女性に享有されるが、財産権は州法の下にある。」

(55) Howard 議員は、特権・免除を全て定義し尽べしとは不可能である、個々の事例において考慮すべきことが必要である、として述べ。39-1 Cong. Globe 2765(Sen. Howard).
 (56) Howard 議員は、特権・免除を全て定義し尽べしとは不可能である、個々の事例において考慮すべきことが必要である、として述べ。39-1 Cong. Globe 2766(Sen. Howard).
 (57) Id., at 2766(Sen. Howard); Id., at 2542(Rep. Bingham).
 (58) Id., at 2765, 2766(Sen. Howard). 合衆国市民に保障される権利へと、その者に保障される権利へと区別してくる発言へと cf. Id., at 2542(Rep. Bingham).
 (59) 39-1 Cong. Globe 2766(Sen. Howard).
 (60) ハウスの修正第一四条自体は、明示的に裁判所の管轄権を認めはしない。市民的権利法第三条は、同法保障の権利に関する事件について連邦裁判所の管轄権を設定してゐる。cf. 14